第２期坂出市子ども・子育て支援事業計画

第2期さかいで子ども・子育て支援プラン

坂出市公認キャラクター**さかいでまろ**

令和２年３月

坂出市

ごあいさつ

私の政治信条であります「市民本位」「市民参加」「市民対話」「市民共働」，これらを市政運営の基本方針とし，本市のまちづくりの将来像であります「働きたい　住みたい　子育てしたい　共働のまち　さかいで」の実現に向け，子育て支援をはじめとした各種施策を展開してまいりました。

近年，共働き世帯の増加等を背景として，子育て世代のニーズが多様化している中，すべての子どもが健やかに成長できるよう，時代の変化を捉えた子ども・子育て支援の充実が求められています。

本市では，次代を担う子どもを健やかに生み育てられる環境の整備を図るため，平成２７年３月に「第１期さかいで子ども・子育て支援プラン」を策定し，地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供および地域の子育て支援に取り組んでまいりましたが，第１期計画が令和元年度末で終期を迎えることから，第１期計画での取り組みの成果や課題等を踏まえ，さらなる子育て支援の充実を図るため，この度，令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした「第２期さかいで子ども・子育て支援プラン」を策定いたしました。

本計画におきましても，きめ細かな，切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでまいりますので，市民の皆さまにおかれましても，子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため，ご支援，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に，本計画の策定にあたり，ご審議いただいた「坂出市子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ，子育て支援に関するニーズ調査にご協力いただきました市民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和２年３月

坂出市長　綾　宏

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の背景と趣旨 2
２　計画の位置づけ 3
３　計画策定の経過 4
４　計画の期間 5
５　計画の対象 5

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題 6

１　坂出市の人口動態等の現状 7
２　第１期計画の評価及び検証 20
３　アンケートから見られる現状 23
４　坂出市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 35

第３章　計画の基本理念，基本目標 40

１　基本理念 41
２　基本的な視点 41
３　基本目標 43
４　施策の体系 45

第４章　施策の展開 46

１　幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実 47
２　妊娠・出産期からの切れ目のない支援 53
３　特別の配慮と支援が必要な子ども・家庭への取り組み 58
４　仕事と生活の調和の促進 63

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策，実施時期 65

１　教育・保育提供区域の設定 66
２　量の見込みの算出方法について 67
３　人口の見込み 68
４　幼児期の教育・保育 69
５　地域子ども・子育て支援事業 74

第６章　計画の推進 88
1　計画の推進体制 89
2　計画の進行管理 89

資料編 90
1　子ども・子育ての基本理念 90
2　坂出市子ども・子育て会議委員名簿 91
3　計画の策定経過 92
4　坂出市子ども・子育て会議条例 93
5　用語集 94

第１章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

人口減少，少子高齢化の進行，核家族世帯やひとり親世帯の増加，非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど，子どもを取り巻く環境が大きく変化する中，子どもが安心して過ごせる居場所づくり，子育ての孤立化，子どもの虐待，子どもの貧困などへの対策など，様々な課題への対応が求められています。

国においては，「エンゼルプラン」（平成６年），「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成 11 年）などにより，少子化対策が進められてきました。しかし，出生率の低下には歯止めがかからず，全国の合計特殊出生率は平成 17 年に 1.26 という過去最低を記録して以降，若干持ち直してきてはいるものの，平成 30 年は 1.42 であり，人口規模を維持できるとされる 2.07 からみると依然として低い状況にあります。

こうした少子化の流れに対し，平成 15 年に子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」，「次世代育成支援対策推進法」が制定され，平成 20 年には「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されました。

平成 24 年８月には子ども・子育て関連３法が成立し，①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供，②保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善，③地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に推進することが目的とされました。この目的を達成するために，市町村は５年を１期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ，計画の中では，教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

さらに平成 26 年７月には，次代を担う人材を育成し，加えて共働き家庭等が直面する「小１の壁」を打破する観点から，「放課後子ども総合プラン」が策定され，平成 30 年９月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

一方で，平成 26 年１月には，子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に，「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され，令和元年６月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正されました。

このような中，本市においても，国の動きや社会の動向を踏まえ，子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として，平成 27 年３月に「第１期坂出市子ども・子育て支援事業計画」を策定し，子育て支援施策に取り組んできました。そして，第１期計画を継承しつつ，令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第２期坂出市子ども・子育て支援事業計画」を策定し，教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備と子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組みます。

２ 計画の位置づけ

本計画は，国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画を踏まえ，子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また，坂出市まちづくり基本構想や坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略，子ども・子育てに関連する分野の部門別計画の整合・連携を図るとともに，坂出市地域福祉計画，坂出市健康増進計画，坂出市食育推進計画，坂出市障がい者福祉計画，坂出市障がい福祉計画をはじめとした，他の計画などとの整合を図ります。

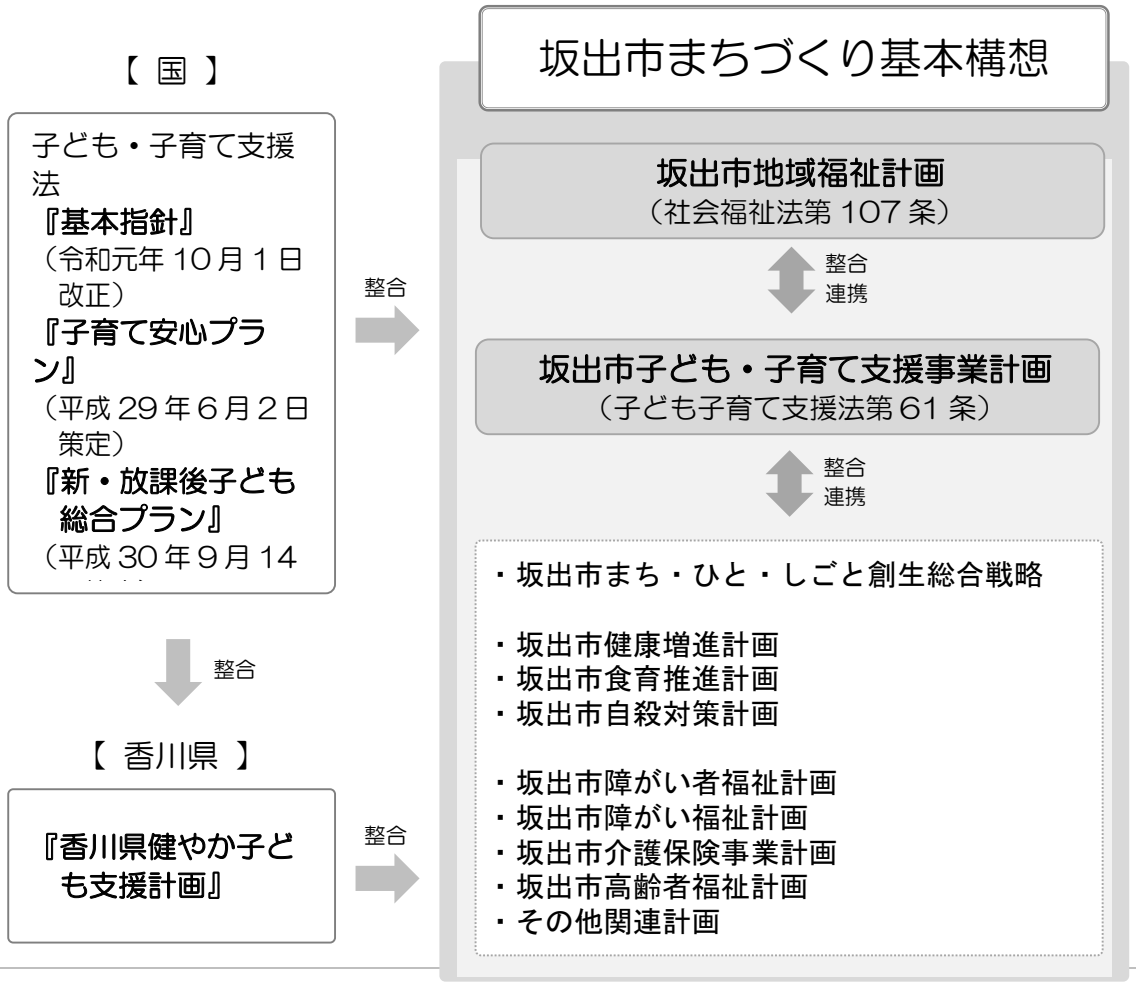

3 計画策定の経過

（1）市民ニーズ調査の実施 ・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため,「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し，子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。調査対象は，坂出市在住の就学前児（0 歳～5 歳）の保護者，小学生（6 歳～11 歳）の保護者を住民基本台帳から抽出し実施しました。

特に，就学前児の保護者，小学生の保護者調査においては，国から示された調査項目及び集計方法に基づき,潜在需要も含めて,ニーズ調査の結果の分析を行いました。

（2）庁内関係課ヒアリングの実施 ・・・・

現行の第 1 期計画における施策の評価・分析を行い，第 2 期計画に反映させるため，庁内関係課へのヒアリングを行いました。

（3）「坂出市子ども・子育て会議」の開催 ・・・・

本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため，子育て中の保護者，学識経験者，子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「坂出市子ども・子育て会議」を開催し，子ども・子育て支援事業計画の内容について協議しました。

（4）パブリックコメントの実施 ・・・・

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し，広く市民の方々から意見を募り，計画を策定しました。

4 計画の期間

第２期計画は，第１期計画を引き継ぎ，令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

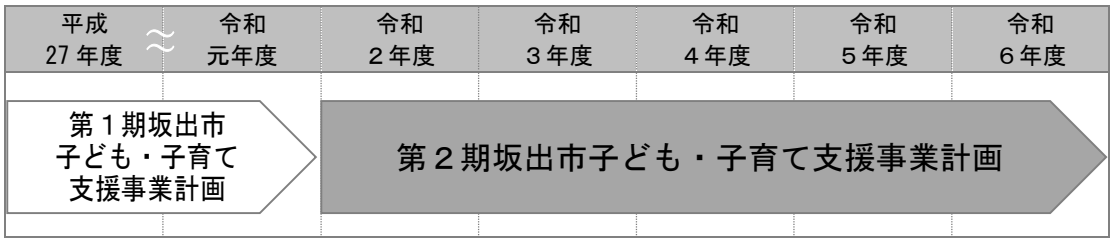

5 計画の対象

本計画の対象は，これから生まれてくる子どもや，障がい，疾病，虐待，貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め，すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体を対象とします。なお，本計画において「子ども」とは，概ね 18 歳未満，「小学校就学前子ども」とは，小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また，本計画は，子ども・子育て支援法及び基本指針が定める幼児期の教育・保育と地域における子育て支援事業を対象とします。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 坂出市の人口動態等の現状

（１）人口の状況 ・・・・・・・

① 年齢３区分別人口の推移

本市の人口推移をみると，総人口は年々減少し，平成 31 年で 53，059 人となっています。また，年齢３区分別人口構成の推移をみると，年少人口（0～14 歳）は減少しているのに対し，老年人口（65 歳以上）は増加傾向となっており，少子高齢化が進んでいます。

年齢３区分別人口の推移

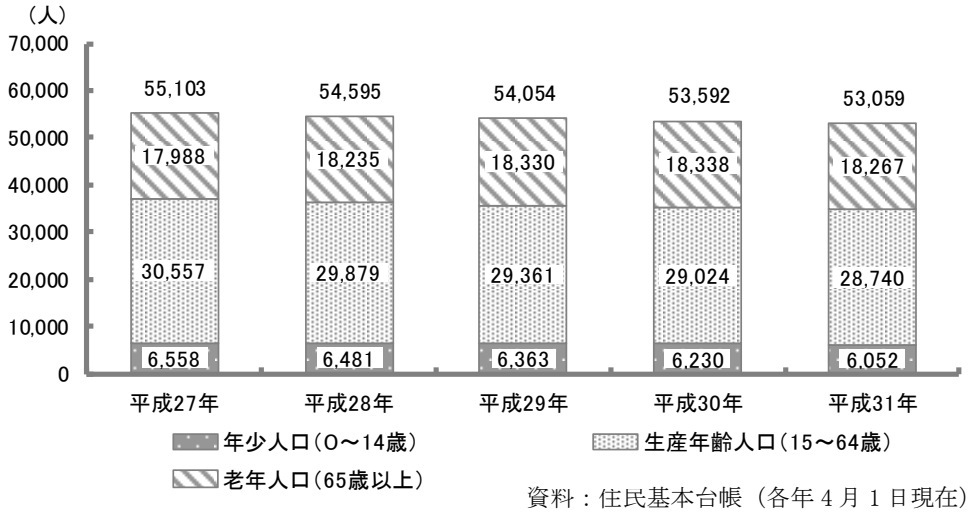

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

人口ピラミッド（平成 31 年４月１日現在）

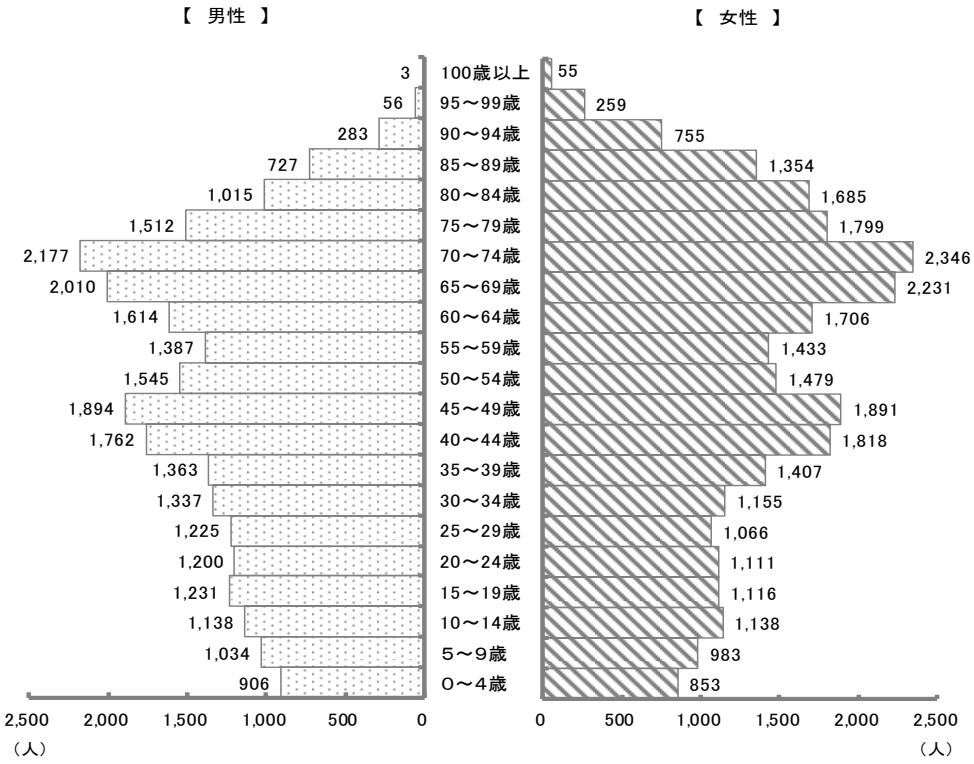

② 年齢別就学前児童数の推移

本市の０歳から５歳の子ども人口は平成 27 年以降減少しており，平成 31 年４月現在で２，150 人となっています。特に他の年齢に比べ，０歳の減少率が高くなっています。

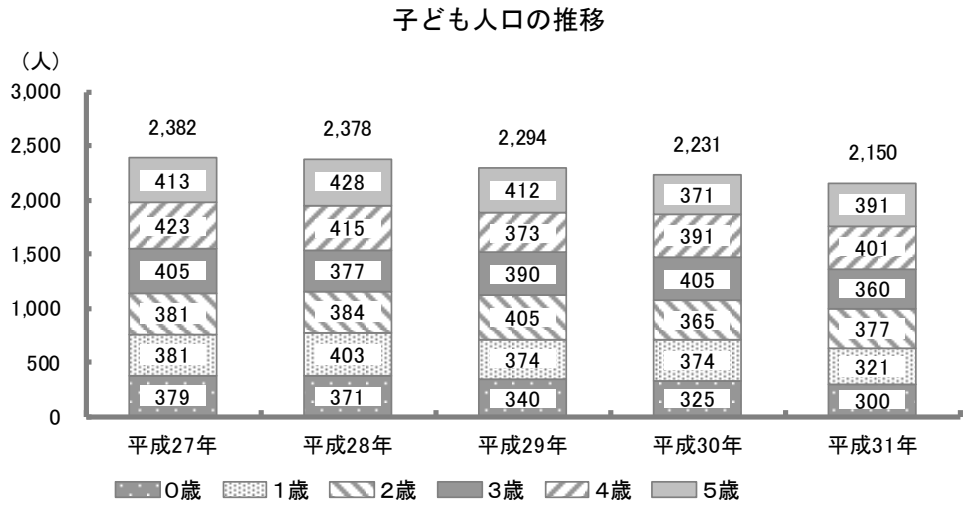

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の６歳から 11 歳の子ども人口は平成 27 年以降減少しており，平成 31 年４月現在で２，531 人となっています。特に他の年齢に比べ，６歳の減少率が高くなっています。

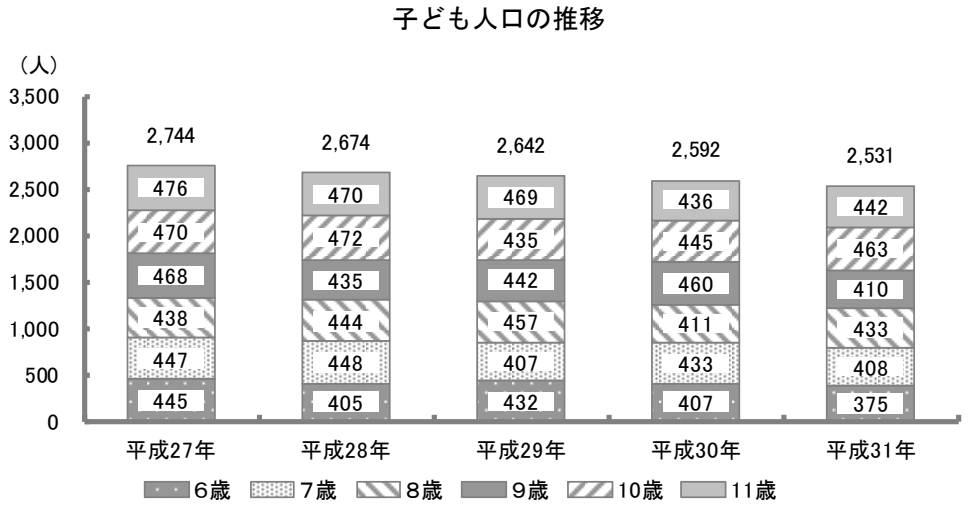

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

④ 人口動態

本市の人口動態について，出生数は減少傾向であり，社会増減では転出者数が転入者数を上回っています。この状況を踏まえ，現在，本市では人口減少の克服および地域活力の向上のためのさまざまな取組を推進しています。

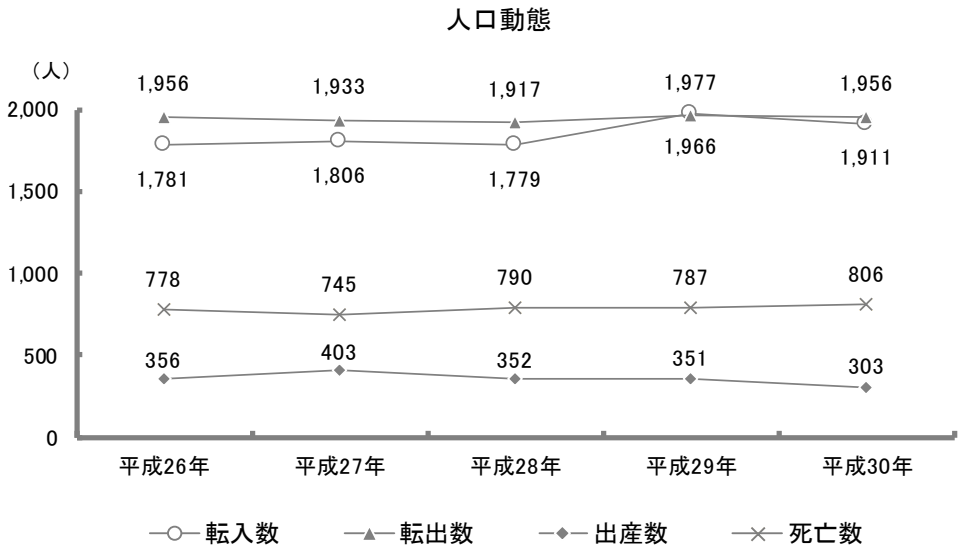

資料：香川県人口移動調査

（２）世帯の状況 ・・・・・・・

① 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の１８歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており，平成２７年で４，428 世帯となっています。また，18 歳未満の子どもがいる核家族世帯は平成 17 年から平成 22 年にかけて増加し，その後減少していますが，核家族世帯の割合は年々増加しています。

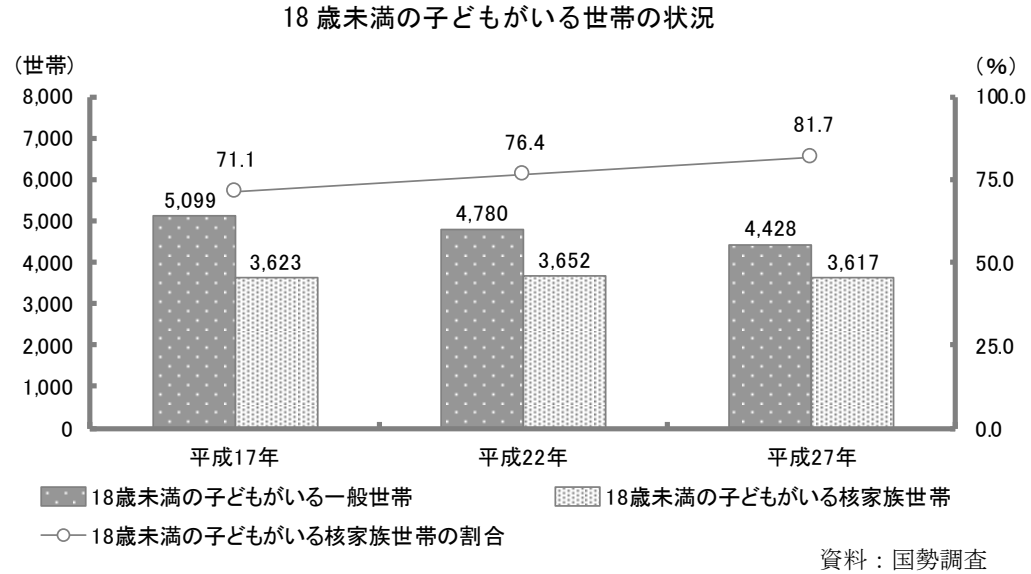

資料：国勢調査

② ６歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の６歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており，平成 27 年で 1，706 世帯となっています。また，６歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが，核家族世帯の割合は年々増加しています。

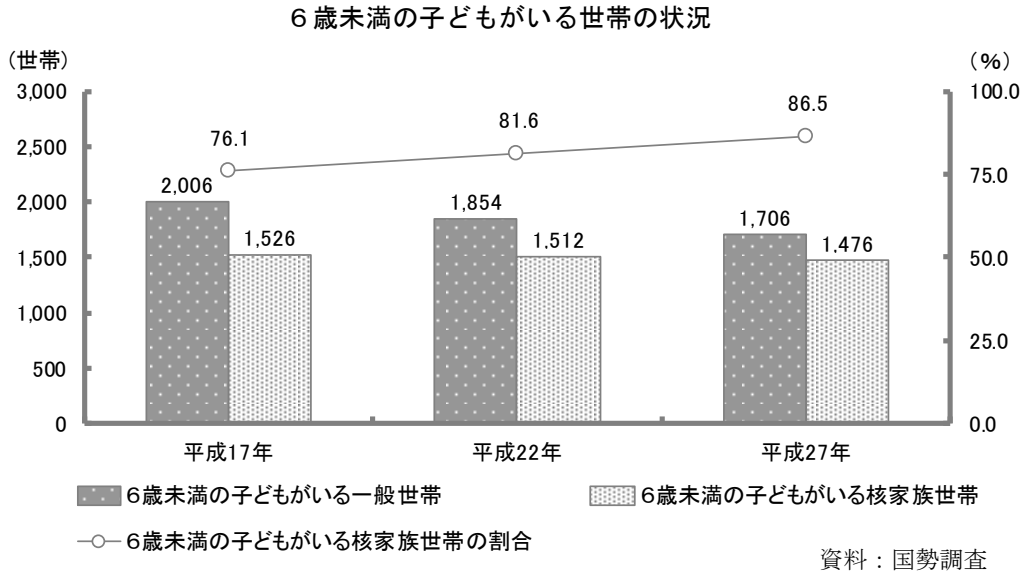

資料：国勢調査

③ ひとり親世帯の推移

本市の 18 歳未満の子どもがいる母子世帯は平成 17 年から平成 22 年にかけて増加し，その後減少しており，平成 27 年で 359 世帯となっています。また，18 歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

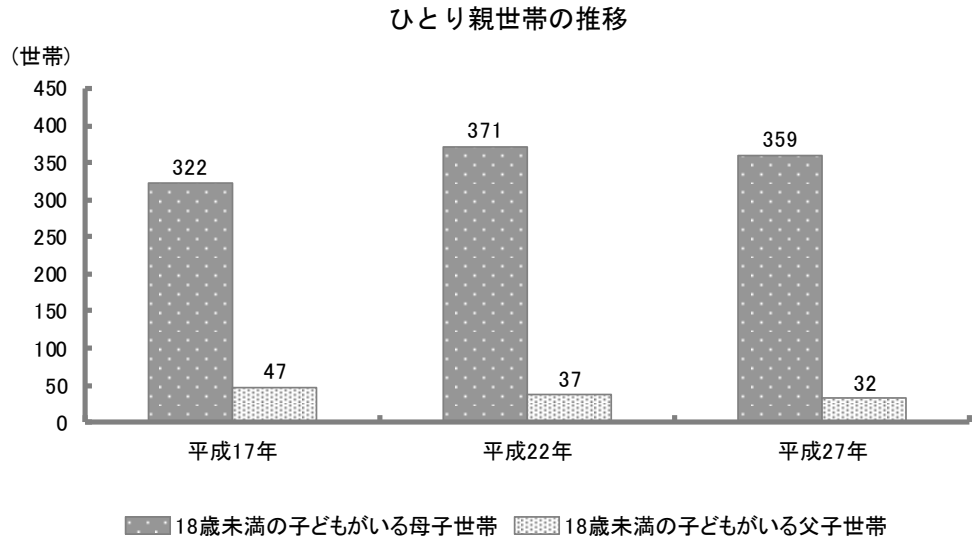

資料：国勢調査

（３）出生の状況 ・・・・・・・

① 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり，平成 15 年の４７７人と比較すると，平成３０年では１７４人減の３０３人となっています。

出生数の推移

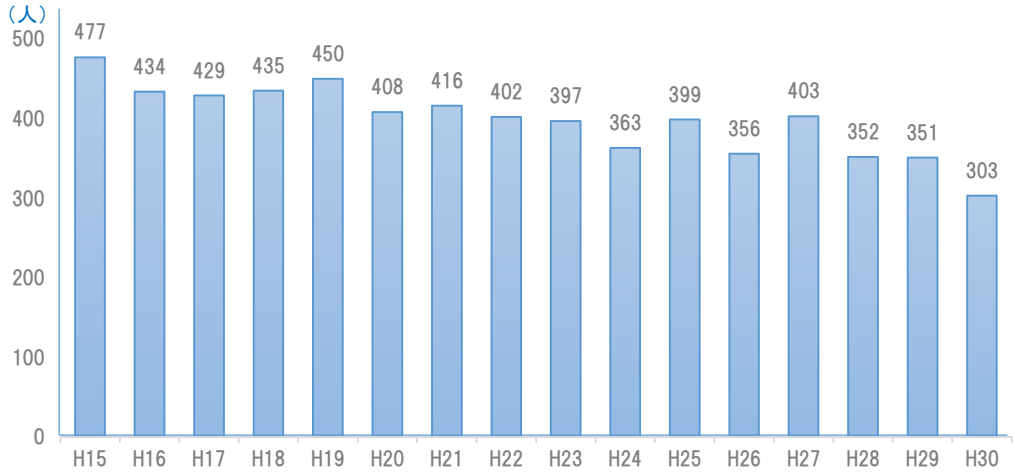

資料：香川県人口移動調査

② 合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり，この数字は一般に少子化や生涯未婚率の上昇，いわゆる少親化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は，平成 29 年で１．５４(注)となっています。

合計特殊出生率の推移

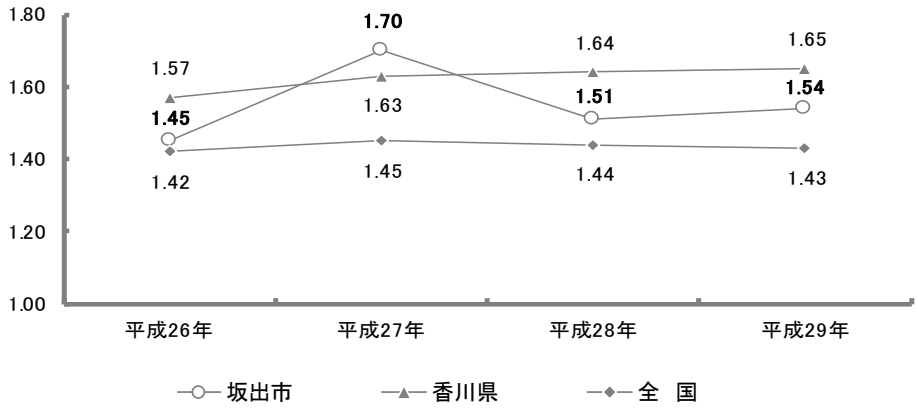

資料：衛生統計年報

(注)平成 26 年～平成 29 年の合計特殊出生率は，令和 2 年 7 月頃に公表される予定であるため，坂出市が独自に試算した暫定値を掲載しています。

（４）未婚・結婚の状況 ・・・・・・・

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると，平成 22 年に比べ平成 27 年で 35 歳以上の未婚率が上昇していることから，晩婚化が進行していることがうかがえます。

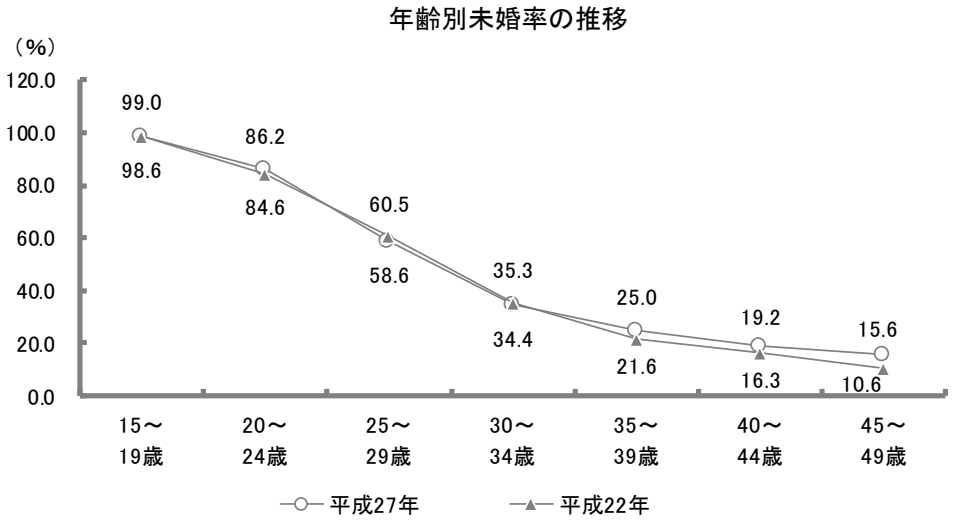

資料：厚生労働省 人口動態統計

（５）就業の状況 ・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は，出産・育児期に落ち込み，再び増加するＭ字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～39 歳の就業率は平成 22 年に比べ平成 27 年で上昇し，近年ではM字カーブは緩やかになっています。

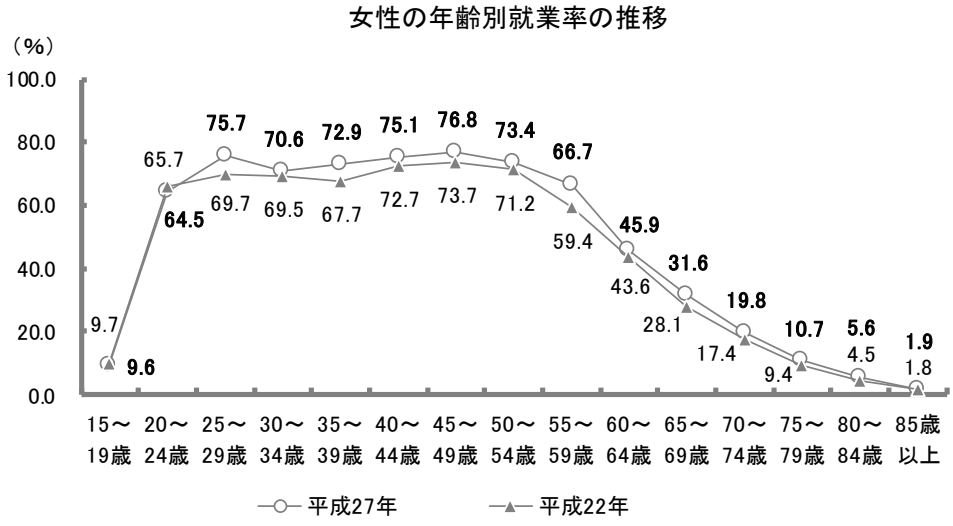

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国，県と比較すると，20 歳代から 50 歳代では高いものの，60 歳以降では低くなっています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

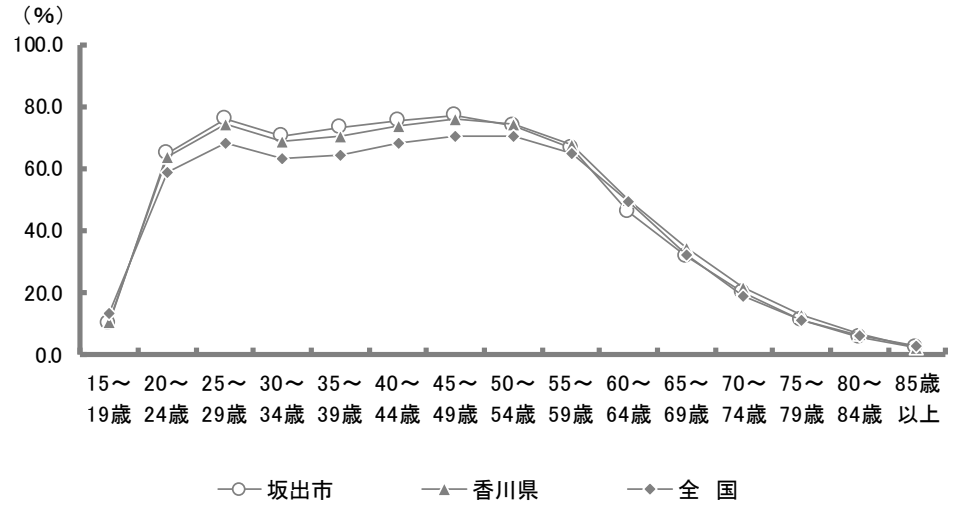

資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると，特に 20 歳代から 30 歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

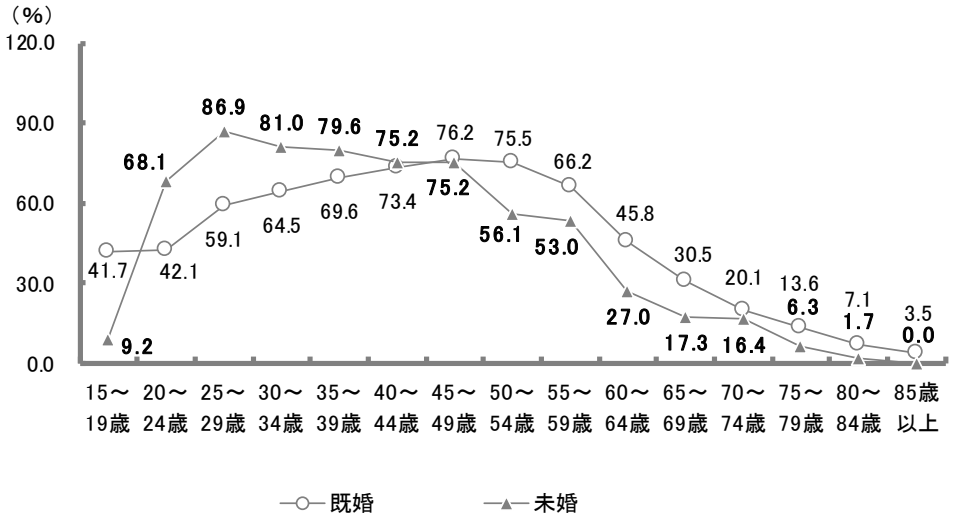

資料：国勢調査（平成 27 年）

（６）教育・保育施設の状況 ・・・・・・・

① 保育所の状況

本市には保育所が 12 箇所あり，市立保育所が 7 箇所，私立保育所が 5 箇所となっています。そのうち延長保育，土曜午後保育は坂出保育園，育愛館，愛集苑保育所，林田保育園，みどり保育園の 5 箇所，一時預かりは坂出保育園，育愛館で，休日保育は西部保育所で実施しています。

入所児童数は平成 30 年まで微増していたものの，平成 31 年は大きく減少し 1,035 人となっています。

【保育所児童数の推移】

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
園数		13	13	13	13	12
児童数	0 歳	64	55	48	69	49
	1～2 歳	454	485	481	480	386
	3 歳以上	658	665	674	683	600
	計	1,176	1,205	1,203	1,232	1,035

資料：市こども課（各年 4 月 1 日現在）

【保育所の概要】

区分	名称	所在地	認可定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり	土曜午後	休日保育
市立	府中保育所	府中町５００８番地２	70	58	生後１歳				
	江尻保育所	江尻町１０５７番地１	70	59	生後１歳				
	川津愛児園	川津町３１００番地１	90	73	生後１歳				
	松山保育園	高屋町１０４４番地１	90	73	生後１歳				
	西部保育所	御供所町一丁目１番４１号	30	26	生後１歳				○
	南部保育所	池園町４番２６号	140	120	生後６カ月				
	加茂保育所	加茂町１１６１番地３	70	63	生後１歳				
私立	坂出保育園	京町二丁目５番１３号	200	165	生後８週間	○	○	第 2 第 4	
	育愛館	中央町８番５８号	150	140	生後８週間	○	○	○	
	愛集苑保育所	西庄町１４４０番地３	20	17	生後８週間	○		第 2 第 4	
	林田保育園	林田町３２３０番地１	110	105	生後８週間	○		第 2 第 4	
	みどり保育園	八幡町二丁目２番１７号	150	136	生後８週間	○		第 2 第 4	

資料：市こども課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

② 幼稚園の状況

本市には幼稚園が 8 箇所あり，市立幼稚園が 7 箇所，国立幼稚園が 1 箇所となっています。そのうち瀬居幼稚園は休園しています。

園児数は減少の一途を辿っており，平成 31 年には 219 人となっています。

【幼稚園園児数の推移】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
園数	10	10	9	7	7
園児数	593	585	405	272	219

資料：学校基本調査等（各年 5 月 1 日現在）

【幼稚園の概要】

区分	名称	所在地	認可定員	園児数
市立	坂出中央幼稚園	室町一丁目１番３２号	170	71
	林田幼稚園	林田町２１９１番地	85	35
	加茂幼稚園	加茂町１０９９番地１	85	16
	府中幼稚園	府中町５００８番地１	85	3
	川津幼稚園	川津町３０９３番地２１	85	21
	松山幼稚園	高屋町１１０１番地３	85	17
	瀬居幼稚園	番の州町１７番地５	85	休園
国立	香川大学教育学部附属幼稚園	文京町一丁目９番４号	78	56

資料：学校基本調査等（令和元年 5 月 1 日現在）

③ 認定こども園の状況

本市には私立の認定こども園が 3 箇所あり，幼保連携型が 1 箇所，幼稚園型が 2 箇所となっています。

【認定こども園園児数の推移】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
園数	0	0	1	2	3
園児数	0	0	106	212	371

資料：学校基本調査等（各年 5 月 1 日現在）

【認定こども園の概要】

区分	名称	所在地	認可定員	園児数	移行年度
私立	坂出一高幼稚園（幼稚園型）	駒止町２丁目２番１０号	140	120	平成 29 年度
	ルンビニ幼稚園（幼稚園型）	新浜町３番６号	160	97	平成 30 年度
	きんかこども園（幼保連携型）	西庄町６３８番地１	165	154	平成 31 年度

資料：市こども課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

④ 地域型保育事業（事業所内保育所）の状況

本市が認可した事業所内保育所が 1 箇所となっており，事業所の従業員の子どもを受け入れる「従業員枠（15 人）」と坂出市内の子どもを受け入れる「地域枠（5 人）」があります。

【地域型保育事業（事業所内保育所）園児数の推移】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
園数	0	1	1	1	1
園児数	0	0	6	5	6

資料：市こども課（各年 4 月 1 日現在）

【地域型保育事業（事業所内保育所）の概要】

区分	名称	所在地	認可定員	園児数
私立	五色台病院事業所内保育所 オリーブガーデン	加茂町６７８番地１	20	6

資料：市こども課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

⑤ 小・中学校の状況

本市には小学校が 12 校（そのうち岩黒小学校は休校しています。），中学校が 6 校あり，令和元年の小学校児童数は 2，697 人，中学校生徒数は 1，470 人となっています。

【小・中学校の概要】

区分		名称	所在地	学級数	在校 児童・生徒数
小学校	市立	坂出小学校	白金町一丁目３番７号	22	561
		東部小学校	室町一丁目１番２１号	19	382
		金山小学校	谷町三丁目１番 23 号	9	170
		西庄小学校	西庄町５２４番地５	8	54
		林田小学校	林田町２２１５番地１	13	305
		加茂小学校	加茂町１０９８番地３	11	215
		府中小学校	府中町１１９３番地３	8	127
		川津小学校	川津町３０９３番地１	14	280
		松山小学校	高屋町１０５０番地１	9	175
		瀬居小学校	瀬居町１５００番地１	4	14
		岩黒小学校	岩黒２４０番地	休校	
	国立	香川大学教育学部附属小学校	文京町一丁目９番４号	12	414
中学校	市立	坂出中学校	小山町２番１号	14	408
		東部中学校	久米町二丁目７番４６号	12	245
		白峰中学校	林田町１８１番地１	17	474
		瀬居中学校	番の州町１１番地	2	13
		岩黒中学校	岩黒２４０番地	1	1
	国立	香川大学教育学部附属中学校	青葉町１番７号	9	329

資料：学校基本調査等（令和元年 5 月 1 日現在）

【小・中学校の学級数等の推移】

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学校	学級数	129	125	128	129	129
	特別支援学級	19	18	22	24	24
	児童数	2,890	2,821	2,784	2,745	2,697
中学校	学級数	63	61	59	56	55
	特別支援学級	8	7	7	6	7
	生徒数	1,546	1,533	1,524	1,501	1,470

資料：学校基本調査等（各年 5 月 1 日現在）

⑥ 特別支援学校の状況

本市には特別支援学校が 1 校あり，令和元年の児童・生徒数は 59 人となっています。

【特別支援学校の概要】

区分	名称	所在地	設置部	学級数	在校 児童・生徒数
国立	香川大学教育学部附属特別支援学校	府中町８８９番地	小学部	3	18
			中学部	3	18
			高等部	3	23

資料：香川の特別支援教育要覧（令和元年 5 月 1 日現在）

【特別支援学校の学級数等の推移】

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学部	学級数	3	3	3	3	3
	児童数	16	17	17	17	18
中学部	学級数	3	3	3	3	3
	生徒数	18	17	17	17	18
高等部	学級数	3	3	3	3	3
	生徒数	26	27	25	26	23

資料：香川の特別支援教育要覧（各年 5 月 1 日現在）

２　第１期計画の評価及び検証

（１）各施策の主な取り組み

①　幼児期の教育・保育の充実

地域型保育事業（事業所内保育所）である五色台病院事業所内保育所オリーブガーデン（平成２８年度開設）を認可し，また，既存の幼稚園や保育所が認定こども園（平成２９年度：坂出一高幼稚園，平成３０年度：ルンビニ幼稚園，平成３１年度：きんかこども園）へ円滑に移行できるよう支援するなど，保育ニーズに対応した保育の提供に努めてきました。しかしながら，施設定員は充足しているものの，各施設とも保育士の確保に苦慮しており，保育士不足のため児童を施設定員まで受け入れることができず待機児童が発生しています。

②　地域における子育て支援の充実

すべての子どもや子育て家庭の状況に応じ，子育ての安心感・充実感が得られるような取り組みや子育て支援として，利用者支援事業，地域子育て支援拠点事業，放課後児童健全育成事業，病児保育事業の実施などの子育て支援サービスの充実や，保育所・認定こども園における保育，延長保育事業，休日保育事業，一時預かり事業などの保育サービスの充実などを推進しており，平成２８年度には「さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば）を開設し，地域の子育て支援に取り組んでいます。

また，児童手当の支給や多子世帯に対する保育料免除，出産祝金の支給，子ども医療費の中学校卒業までの無料化，平成３０年４月からの乳児紙おむつ支給事業の開始，令和元年１０月からの幼児教育・保育の無償化など，子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいます。

さらに，平成３０年度に，さかいで子育て応援ＢＯＯＫの改訂，市ホームページのリニューアルに伴う子育て応援サイトの開設，子育て情報の発信ができる電子母子手帳「まろっ子メモリー」の配信開始など，子育て支援に関する情報の発信にも取り組んでいます。

③　妊娠・出産期からの切れ目のない支援

これまで妊産婦・乳幼児の健康診査事業やこんにちは赤ちゃん事業，平成３０年度には，専任の保健師による妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供を行う「坂出市子育て世代包括支援センター」の市けんこう課内への設置，予防接種のスケジュール管理や子どもの成長を記録できる電子母子手帳「まろっ子メモリー」の配信開始など，切れ目ない妊産婦・乳幼児への母子保健事業に取り組んでいます。

子どもの発育・発達についての相談・支援事業としては，こども相談・ことばの相談・かもめ教室・こひつじ教室を行うとともに，５歳児健康診査を実施し，病気や障がいの早期発見だけでなく，育児不安の軽減・解消に努めています。

④ 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため，平成３１年３月２０日に県内市町で初めてとなる坂出警察署との「児童虐待事案における情報共有等に関する協定」の締結や，児童相談所との事案の全件共有の実施，坂出市要保護児童地域対策協議会における進行管理会議の開催回数の拡充及び進行管理会議への坂出警察署の参加など，関係機関との，より一層の連携強化を図っています。また，子育て負担の軽減による虐待の予防，早期発見・早期対応を目指した市民への広報・啓発，相談支援体制の充実を図るとともに，要保護児童に対しては，坂出市要保護児童対策地域協議会において各機関が連携・役割分担しながら継続した援助を行っています。

ひとり親家庭等への支援として，児童扶養手当，高等職業訓練促進給付金，自立支援教育訓練給付金の支給などにより，生活の安定と自立の促進を図っています。

また，５歳児健康診査や巡回相談などの子ども発達支援事業を実施し，病気や障がいの早期発見と早期支援に取り組んでいます。そして，個に応じたフォローアップによる育児不安の軽減・解消に努め，保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連絡会や就学時健康診断を通して，特別な配慮と支援が必要な子どもについて，小学校と細やかな連携を図っています。

⑤ 仕事と生活の調和の促進

男女共同参画について，周知を図るとともに，育児休業，介護休業制度，子どもの看護休暇制度等の周知・啓発を行うなど，男女ともに仕事と家庭が両立可能な働き方ができるような意識改革を促す啓発活動を推進しています。また，ファミリー・サポート・センター事業，放課後児童健全育成事業，病児保育などの子育て支援サービスや，保育所における延長保育事業，乳児保育事業，休日保育事業などの保育サービスの充実により，子育てと仕事の両立が可能な環境づくりに取り組んでいます。

（２）主要事業の数値目標と実施状況

令和元年度までの計画である「坂出市子ども・子育て支援事業計画（さかいで子ども・子育てプラン：平成 27 年度から令和元年度）は，５つの基本方針とその施策の展開（１３項目）についてそれぞれ具体的施策・事業を策定しました。この計画における主な事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

事　業　名	単位	実績				目標値
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
通常保育事業（10 月 1 日現在の待機児童数）	人	4	6	4	15	0
延長保育事業	箇所	6	6	6	6	6
放課後児童健全育成事業（4 月 1 日現在の待機児童数）	人	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業	箇所	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	箇所	3	4	4	4	4
病児保育事業	箇所	1	1	1	1	1
一時預かり事業	箇所	4	4	5	5	5
ファミリー・サポート・センター事業	箇所	1	1	1	1	1
利用者支援事業	箇所	0	1	1	2	2

3 アンケートから見られる現状

（1）調査概要 ・・・・・・・

① 調査の目的

「第２期坂出市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり，必要な教育・保育及び子育て支援の量の見込みの算出や質の状況を把握するため，市民の教育・保育及び子育て支援に関する生活実態や要望・意見などに関する調査を実施しました。

② 調査対象

坂出市在住の就学前の子どもを無作為抽出

坂出市在住の小学校低学年の子どもを無作為抽出

③ 調査期間

平成 31 年３月４日から平成 31 年３月 22 日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配　布　数	有効回答数	有効回答率
就学前	1,500 通	997 通	66.5%
就学児	500 通	310 通	62.0%

（２）調査結果 ・・・・・・・

① 就学前保護者の日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が55.8%と最も高く，次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が41.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると，大きな変化はみられません。

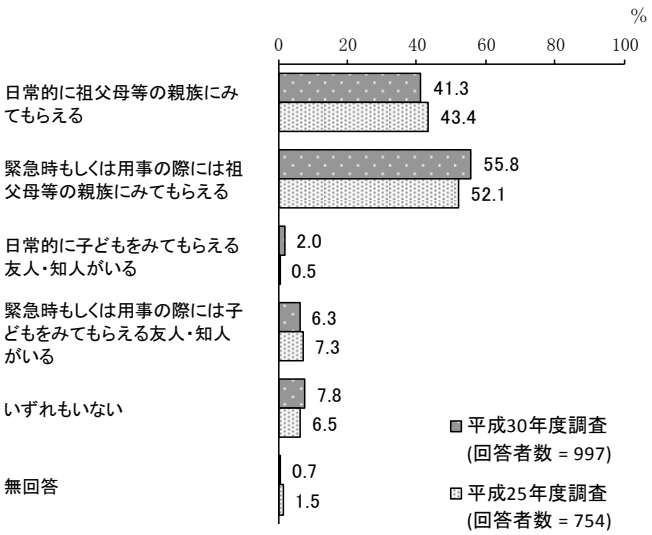

② 就学児童保護者の日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が59.4%と最も高く，次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が41.3%，「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が11.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると，「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。

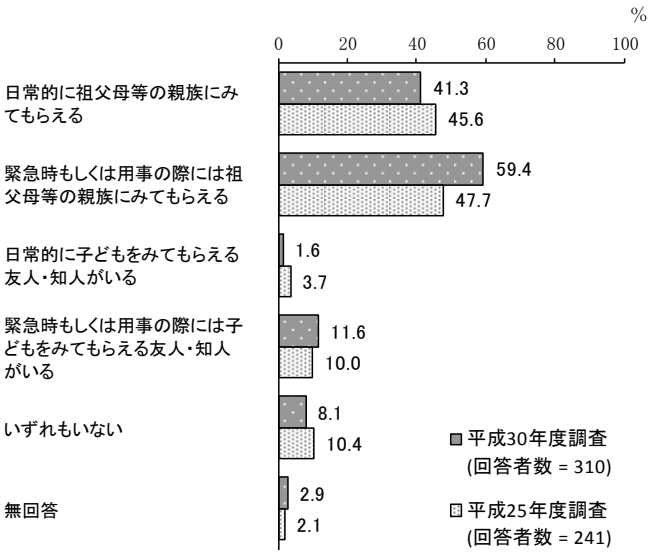

③ 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が91.6%,「いない／ない」の割合が4.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると，大きな変化はみられません。

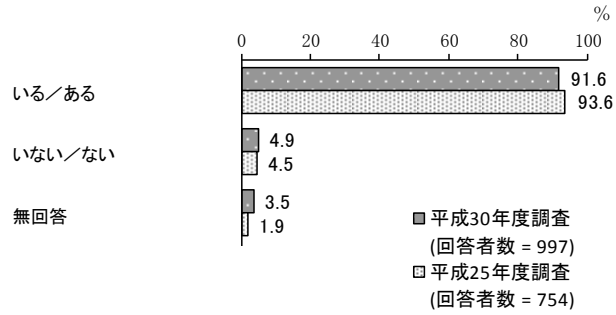

④ 就学児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が91.9%,「いない／ない」の割合が6.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると，大きな変化はみられません。

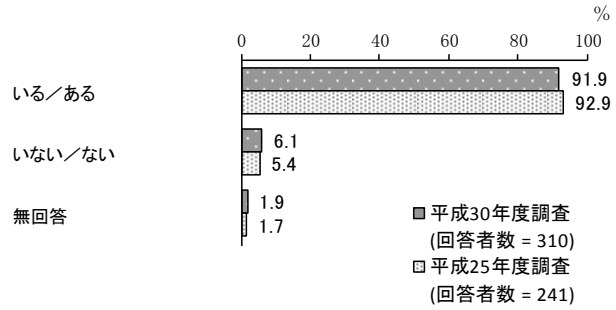

⑤ 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が 86.3%と最も高く，次いで「友人や知人」の割合が 74.8%，「保育士」の割合が 26.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，大きな変化はみられません。

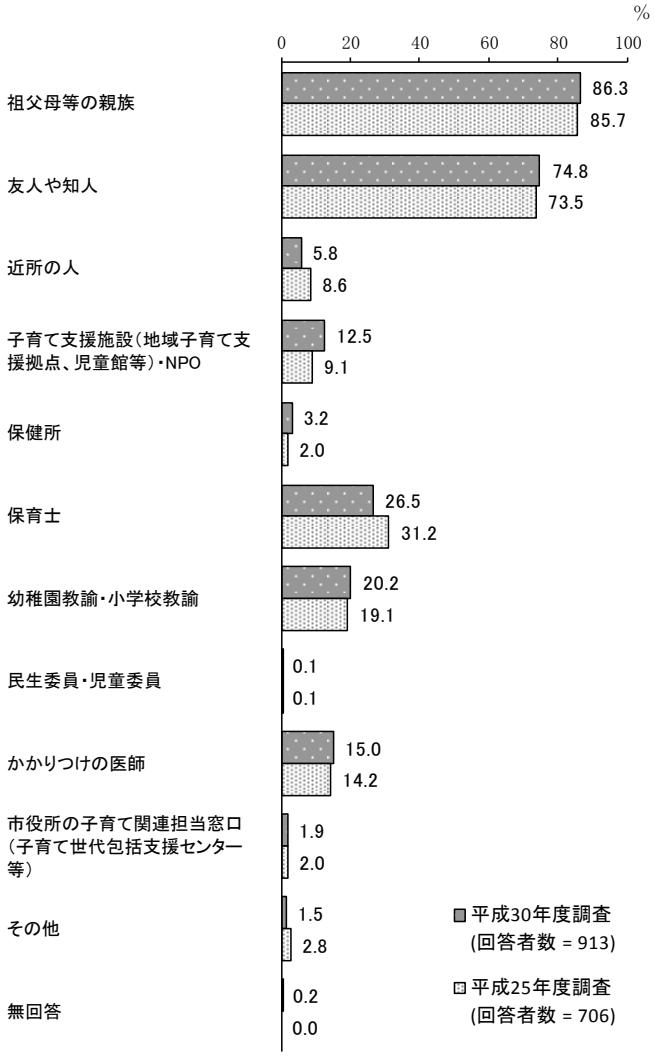

⑥ 就学児童保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 78.6%と最も高く，次いで「祖父母等の親族」の割合が 78.2%,「幼稚園教諭・小学校教諭」の割合が 30.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると,「幼稚園教諭・小学校教諭」「かかりつけの医師」の割合が増加しています。一方,「近所の人」の割合が減少しています。

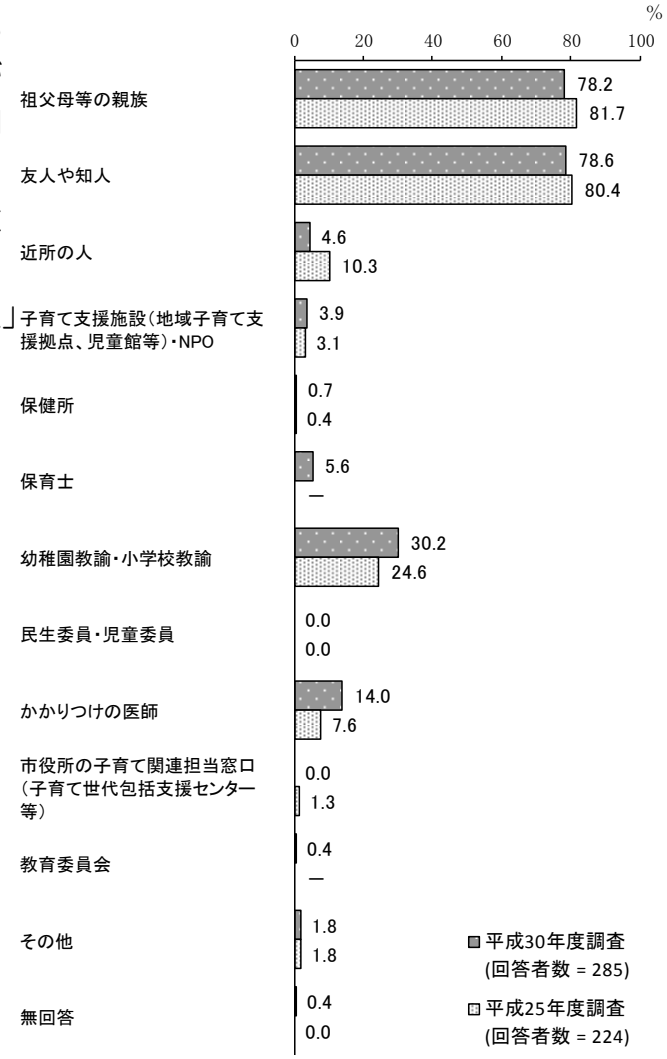

※平成 25 年度調査では,「幼稚園教諭・小学校教諭」の選択肢は「小学校」でした。
平成 25 年度調査では,「保育士」「教育委員会」の選択肢はありませんでした。

⑦ 就学前児童保護者の現在必要としているまたは重要だと思う支援

「子どもの進学・就学にかかる費用の軽減」の割合が 71.7%と最も高く，次いで「子どもの学習支援」の割合が 45.5%，「病気や出産，事故などがあったときの一時的な子どもの預かり」の割合が 28.4%となっています。

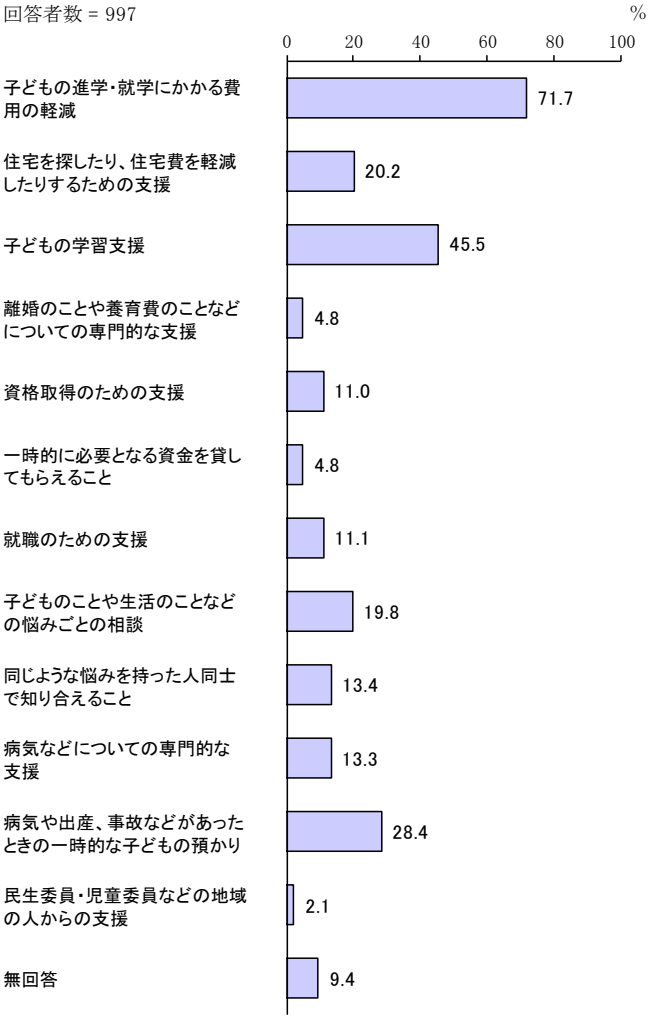

⑧ 就学児童保護者の現在必要としているまたは重要だと思う支援

「子どもの進学・就学にかかる費用の軽減」の割合が 71.0%と最も高く，次いで「子どもの学習支援」の割合が 40.6%，「病気や出産，事故などがあったときの一時的な子どもの預かり」の割合が 20.0%となっています。

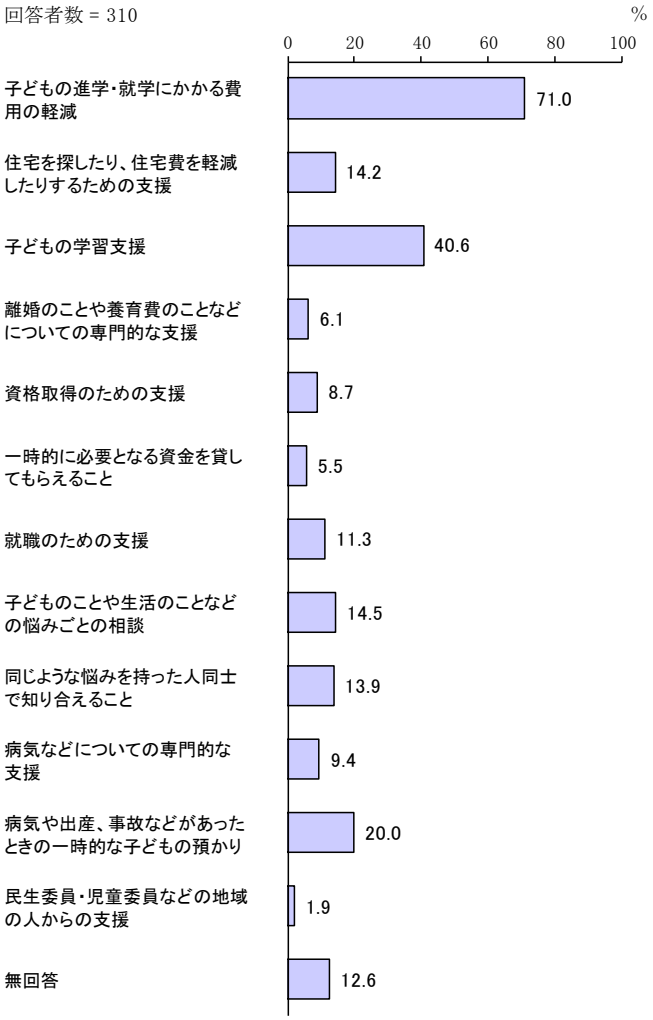

⑨ 就学前児童の母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が 47.4%と最も高く，次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望はあるが，実現できる見込みはない」の割合が 25.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，大きな変化はみられません。

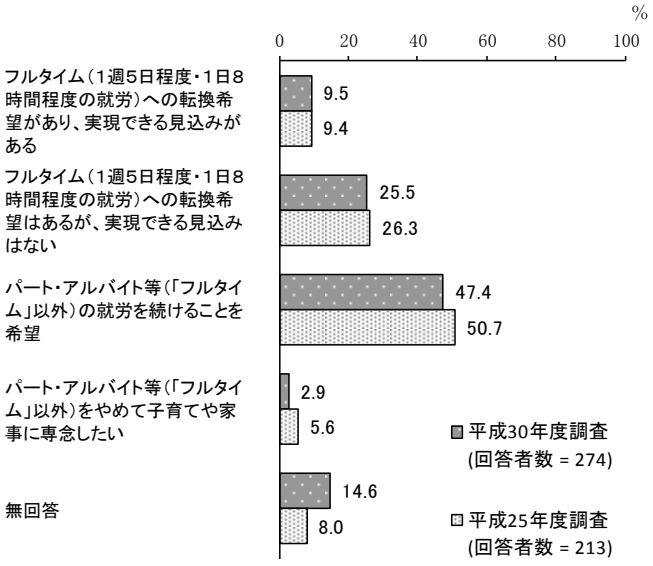

⑩ 就学前児童の母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1 年より先，一番下の子どもが（　　）歳になったころに就労したい」の割合が37.3%と最も高く，次いで「すぐにでも，もしくは１年以内に就労したい」の割合が31.3%，「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 18.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，「1 年より先，一番下の子どもが（　　）歳になったころに就労したい」の割合が減少しています。

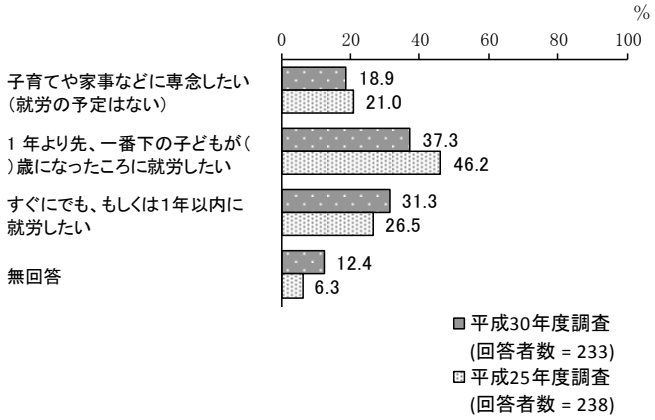

⑪ 就学前児童保護者の平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 58.4%と最も高く，次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 22.5%，「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 16.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

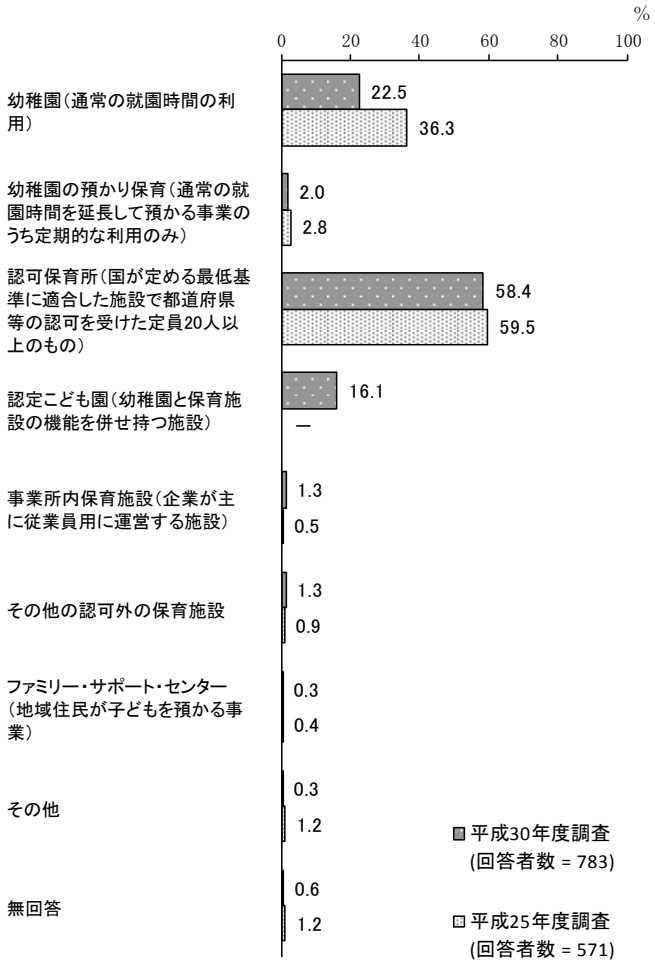

※平成 25 年度調査では，「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の選択肢はありませんでした。

⑫ 就学前児童保護者の平日，定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 55.1%と最も高く，次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 38.7%，「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 36.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方，「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

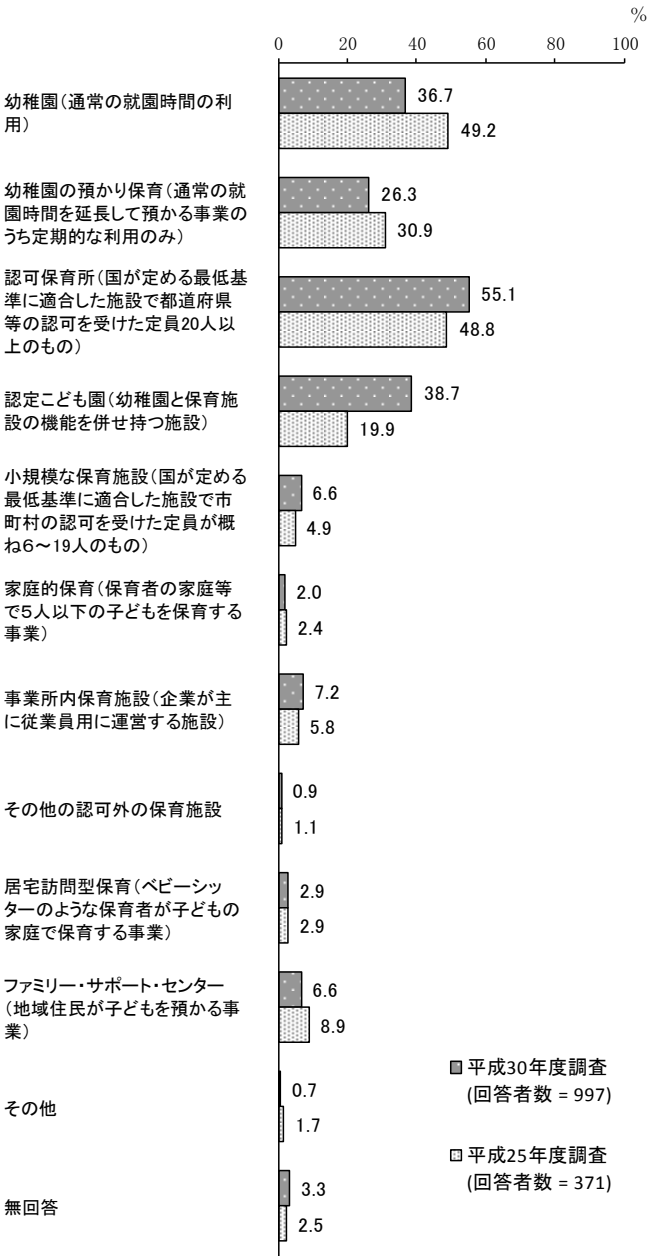

⑬ 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 52.2%と最も高く，次いで「習い事（ピアノ教室，サッカークラブ，学習塾など）」の割合が 45.6%，「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 44.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，「放課後子ども教室」の割合が増加しています。一方，「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が減少しています。

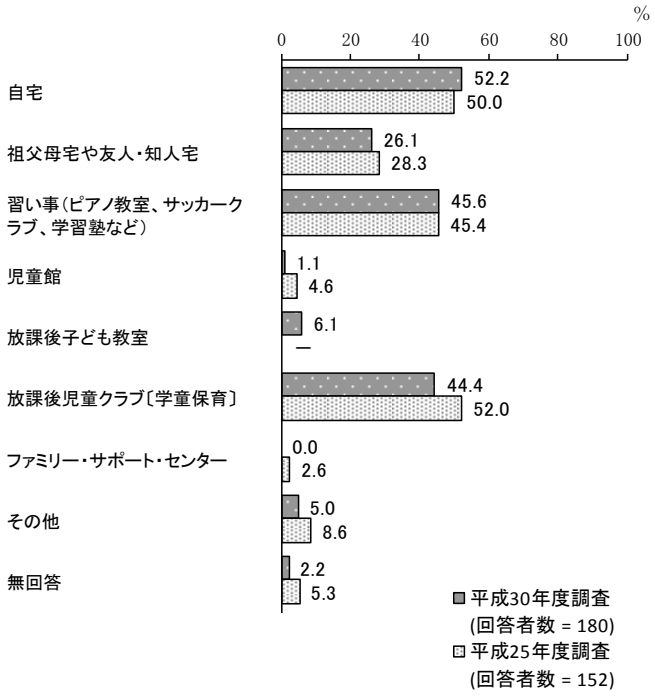

※平成 25 年度調査では，「放課後子ども教室」の選択肢はありませんでした。

⑭ 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 63.3%と最も高く，次いで「習い事（ピアノ教室，サッカークラブ，学習塾など）」の割合が 56.7%，「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 30.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が減少しています。

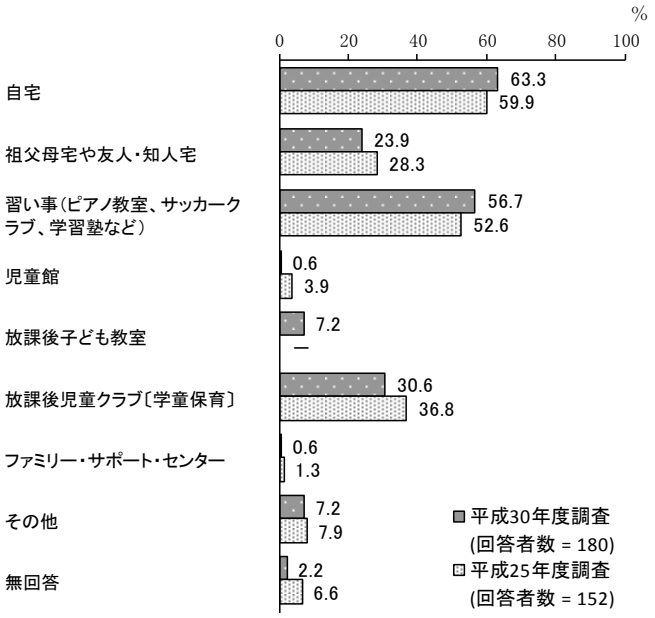

※平成 25 年度調査では，「放課後子ども教室」の選択肢はありませんでした。

⑮ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 63.2%と最も高く，次いで「習い事（ピアノ教室，サッカークラブ，学習塾など）」の割合が 50.0%，「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 34.5%となっています。

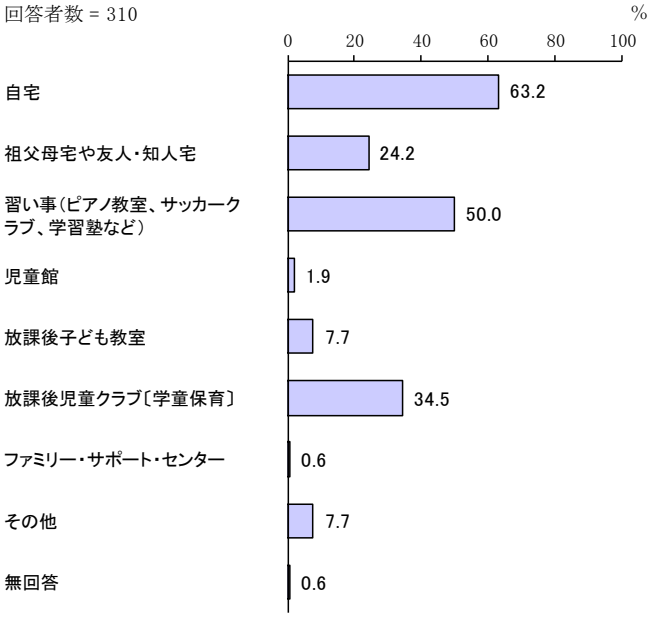

⑯ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 71.3%と最も高く，次いで「習い事（ピアノ教室，サッカークラブ，学習塾など）」の割合が 53.9%，「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 24.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。

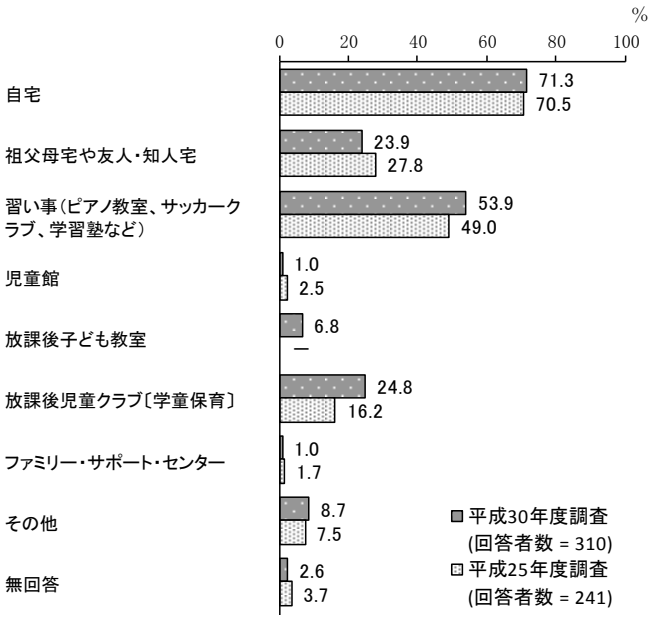

※平成 25 年度調査では，「放課後子ども教室」の選択肢はありませんでした。

⑰ 就学前児童の母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が49.0%と最も高く，次いで「働いていなかった」の割合が 37.9%,「取得していない」の割合が 11.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると，「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方,「働いていなかった」の割合が減少しています。

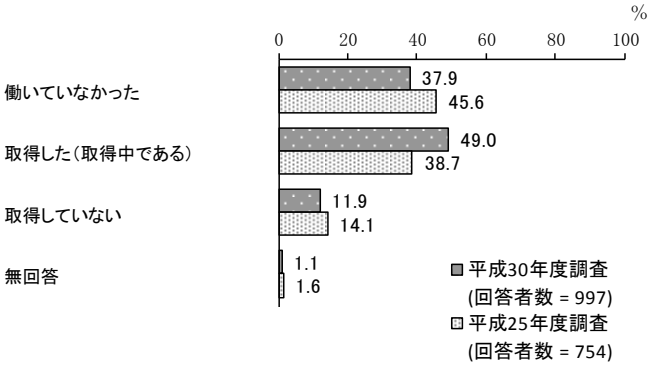

⑱ 就学前児童の父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が 89.3%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると，大きな変化はみられません。

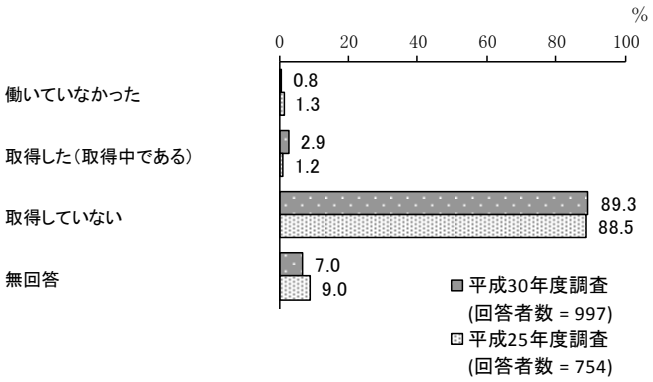

4 坂出市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

（１）幼児期の教育・保育の充実に関する視点での課題

国においては，「子育て安心プラン」において，令和 2 年度末までに待機児童の解消を目指しています。

本市のアンケート調査では，利用したい教育・保育サービスとして，「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」が 55.1％と最も高く，次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 38.7％となっており，認可保育所，認定こども園を希望する方が多くみられるなど，保育施設への入所を希望する児童数は，引き続き，増加傾向にある状況下で，施設としては充足しているものの，一方では保育需要に見合う保育士の確保が困難な状況があり，施設定員までの児童を受け入れることができず，とりわけ保育士１人あたりに保育できる子どもの人数が少ない０歳児，１歳児，２歳児にて待機児童が発生しています。

本市の待機児童の推移　（人）

年齢	平成 28 年 4 月	平成 28 年 10 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 10 月	平成 31 年 4 月	令和元年 10 月
0 歳	0	5	0	1	0	14	4	11
1 歳	0	1	0	2	0	0	0	5
2 歳	0	0	0	1	1	1	0	5
3 歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	6	0	4	1	15	4	21

子どもの人口は減少しており，今後も減少が予想されていますが，保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。

今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ，適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うとともに教育・保育の質を高めていくことが必要です。

また，本市の就学前施設の児童数の偏在化，特に幼稚園の児童数の著しい減少が顕著となっており，近い将来において市立幼稚園が単独での運営ができなくなるおそれがあります。幼稚園という本市の子育て支援の基盤，かつ，地域の中核施設が機能しなくなることについて，認定こども園への移行などの一刻も早い対処が必要となっています。

（２）地域における子育て支援の充実に関する視点での課題

アンケート調査では，身近に協力者がいない保護者の割合は１割程度となっています。また，子育てに関して気軽に相談できる先として，祖父母等親族，友人や知人が上位ではありますが，保育士の割合も高くなっており，相談先のひとつとして保育士の役割が期待されています。

家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう，情報提供及び相談業務の充実を図るとともに，関係機関との更なる連携を深め，安心して子育て・子育ちができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

特定教育・保育，特定地域型以外に多様な保育サービスがありますが，アンケート調査では，利用している割合は低い状態となっていますが，必要な人が必要なサービスを利用することができるよう，多様な保育需要に対応するとともに，利用しやすい保育の提供に努めていくことが必要です。

また，国では，「新・放課後子ども総合プラン」において，近年の女性就業率の上昇等により，更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中，「小１の壁」を打破するため，放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

また，国においては，放課後児童クラブ〔学童保育〕及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており，全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう，子どもの主体性を尊重し，自主性，社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

アンケート調査では，就学前の未就労の母親の就労希望は約７割となっており，共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について，就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で４割半ば，高学年で約３割となっています。一方で，小学生では，就学前に比べ「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低く，放課後児童クラブの適切なニーズを把握し，整備していく必要があります。

また，平成 27 年度の改正児童福祉法の施行により，放課後児童クラブの対象児童が「概ね 10 歳未満の小学生」から「小学校に就学している児童」に拡大されたことを受け，本市の仲よし教室等においても，待機児童が発生しないよう，最優先課題として，計画的に施設整備を図り，量的拡充に取り組んできましたが，ここ数年は放課後児童支援員等が不足し，本市における仲よし教室等の運営を維持することが困難な状況となっているため，民間事業者への運営委託による人材の確保やそれに伴い配置される支援員等の資質の向上を図ることが課題となっています。

（３）妊娠・出産期からの切れ目のない支援に関する視点での課題

少子化や核家族化，地域のつながりの希薄化が進むにつれ，子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。

アンケート調査では，日頃，日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもいない」が約１割，子どもの子育てをする上で，気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が 4.9%となっており，身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり，相談相手がいない人がいます。

妊娠，出産，産後，子育ての不安が解消され，安心して子どもを生み育てることができるよう，子育てに関する不安の軽減や知識の向上を，また，支援が必要な家庭に対しては，医療・保健・福祉・教育が連携し，切れ目のない支援を実施することが必要です。

また，子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活用し，身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

さらに，子育ての相談窓口をはじめ，子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

くわえて，乳幼児期は，基本的生活習慣を整え，人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり，保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠，食事，運動等生活リズムを整え，子どもとの情緒的交流が望まれますが，一方で，育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では，子育てに関する相談相手については，就学前児童保護者，小学生保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く，「地域子育て支援拠点」「児童館」などの各機関は２割を満たしていない状況となっており，子育てに関する情報の入手先についても同様の傾向がみられます。

さらに，就学前保護者の 4.9%，小学生保護者の 6.1%が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答しており，悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに，抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い，タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ，親の育児不安・負担の軽減を図り，安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は，子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに，妊娠から出産，乳幼児期，学童期と連続した公的支援に加え，子育て家庭間の交流や，悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など，切れ目のない支援の充実を図り，個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

（４）特別の配慮と支援が必要な子ども・家庭への取り組みに関する視点での課題

児童虐待への対応については，従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより，その充実が図られてきました。しかし，深刻な児童虐待事件が後を絶たず，全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており，依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では，親の子どもへの体罰の禁止，児童相談所の体制強化等を盛り込み，児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように，日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また，児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに，要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り，子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に，速やかに通告し連携，支援できる体制を強化することが求められます。

また，ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成 28 年度の国民生活基礎調査によれば，子育て中の一般世帯の平均年収に比べ，母子世帯の平均年収は約 1/3 となっており，特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では，気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が 4.9%となっており，相談相手がいない人がいます。

支援が必要な家庭に，適切なサービスや支援を結び付けるとともに，地域の支援者と連携しながら，生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に，ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため，日常生活を支援し，相談体制を充実することが求められます。

さらに，保育所等における障がいのある子どもの受入れは年々増加しており，保育所等における支援の一層の充実が求められています。また，障がいのある子どもの保育については，一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し，適切な環境の下で，子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本市では第５期坂出市障がい福祉計画・第１期坂出市障がい児福祉計画を策定し，障がい児施策の推進に努めています。

今後も，発達障がいをはじめ，発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を，関係機関と連携を図っていくことが必要です。

また，障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが，保育，教育，就労へと移行する際に，医療機関や学校，児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

そのほか，様々な事情により困難な環境にある子どもや家庭への支援について，利用者支援事業や子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図っていくことが必要です。

（５）仕事と生活の調和の促進に関する視点での課題

国では，持続可能で安心できる社会を作るために，「就労」と「結婚・出産・子育て」，あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成 29 年 10 月には，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され，職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし，男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において，その解消に向けては，企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では，子育てをする中で，どのような支援・対策が必要と感じているかについて，「就職のための支援」の割合が約１割となっています。また，５年前に比べると，母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが，一方で父親の取得状況は大きな変化はなく，いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように，企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため，「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

第３章　計画の基本理念，基本目標

1 基本理念

子どもは，社会の希望であり，未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは，一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより，将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり，社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本計画では，第１期坂出市子ども・子育て支援事業計画の方向性を受け継ぎながら，子ども・子育て支援法・基本指針に基づき，次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら，地域みんなに支えられ，心身ともに健やかに成長できる社会の実現を図るため，次の基本理念を定めます。

［ 基本理念 ］

すべての子どもの幸せのために
子どもの健やかな育ちと子育てをささえるまち

2 基本的な視点

基本理念を実現するため，次の 7 項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

（１）子どもの幸せを第一に考える視点 ・・・・・

子ども・子育て支援については，「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に，子どもの視点に立ち，子どもの生存と発達が保障されるよう，良質かつ適切な内容及び水準を目指します。

（２）すべての子育て家庭を支援する視点 ・・・・・

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより，子育て家庭を取り巻く環境や子育て支援に関するニーズも多様化しています。利用者のニーズに対応した，柔軟で総合的な取り組みにより，すべての子育て家庭を支援します。

（３）仕事と生活の調和の実現を促す視点 ・・・・・

「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき，仕事と生活の調和の実現に向け，地域の実情に応じた広報，啓発等の取り組みを進めます。

（４）地域社会全体で子育てを支える視点 ・・・・・

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としつつ，地域及び社会全体が，子育て中の保護者の気持ちを受け止め，寄り添い，支えることにより，未来の社会を創り，担う存在であるすべての子どもが健やかに成長できるような社会の実現を目指します。

（５）地域の社会資源を活用する視点 ・・・・・

本市には児童館，公民館，学校などの公共施設や子育てサークルをはじめとするさまざまな地域活動，また，豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって，個性豊かな子どもを育てていきます。

（６）教育・保育の量と質を確保する視点 ・・・・・

子ども・子育て支援新制度の実施主体として，すべての子どもに必要な教育・保育が提供されるよう，計画的に提供体制を確保するとともに，良質な成育環境を保障するため，質の向上にも取り組みます。

（７）次代の親づくりの視点 ・・・・・

次世代の親となる子どもが，豊かな人間性を形成し，自立して家庭を持つことができるよう，長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

３　基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在，地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する，新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では，基本理念を実現するため，次の４つを基本目標として，総合的に施策を推進します。

（１）幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実 ・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと，子どもの育ちを第一に考え，今後も子どもが健やかに，安心して成長していける環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや，その権利擁護について広く市民に周知，啓発を行うとともに，就学前の教育や保育，学校教育の充実を図ります。

そして，安心して出産や子育てができるよう，妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに，子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など，子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

また，ここ数年来，本市においても発生している待機児童の解消に向け，県などの関係機関とも連携しながら，早急に，潜在保育士の掘り起こしや保育施設における業務の改善等に取り組み，保育士確保に努めるとともに，本市の就学前施設の児童数の偏在化を解消及び幼児期の教育・保育の充実を図るため，市立の幼稚園と保育所を統合し，就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する認定こども園に移行していきます。

（２）妊娠・出産期からの切れ目のない支援 ・・・・・・・

安心して子育てをするためには，教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず，在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として，妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が，孤立することがないよう，家庭環境等の変化により多様化する相談に応え，妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで，妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され，家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

（３）特別の配慮と支援が必要な子ども・家庭への取り組み ••・・・・

障がいのある児童等，配慮が必要な子どもや保護者を対象に，関係機関等が連携を図りながら，子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。また，「子どもの貧困」についても，国が示す方向性等をふまえながら，相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など，経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

そのほか，様々な事情により困難な環境にある子どもや家庭について，関係機関等が連携を図りながら支援することにより，健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

（４）仕事と生活の調和の促進 ・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から，多様な保育サービスや新・放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに，ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め，仕事と子育てを両立するための環境づくりや，男女共同参画による子育てを促進し，「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

4 施策の体系

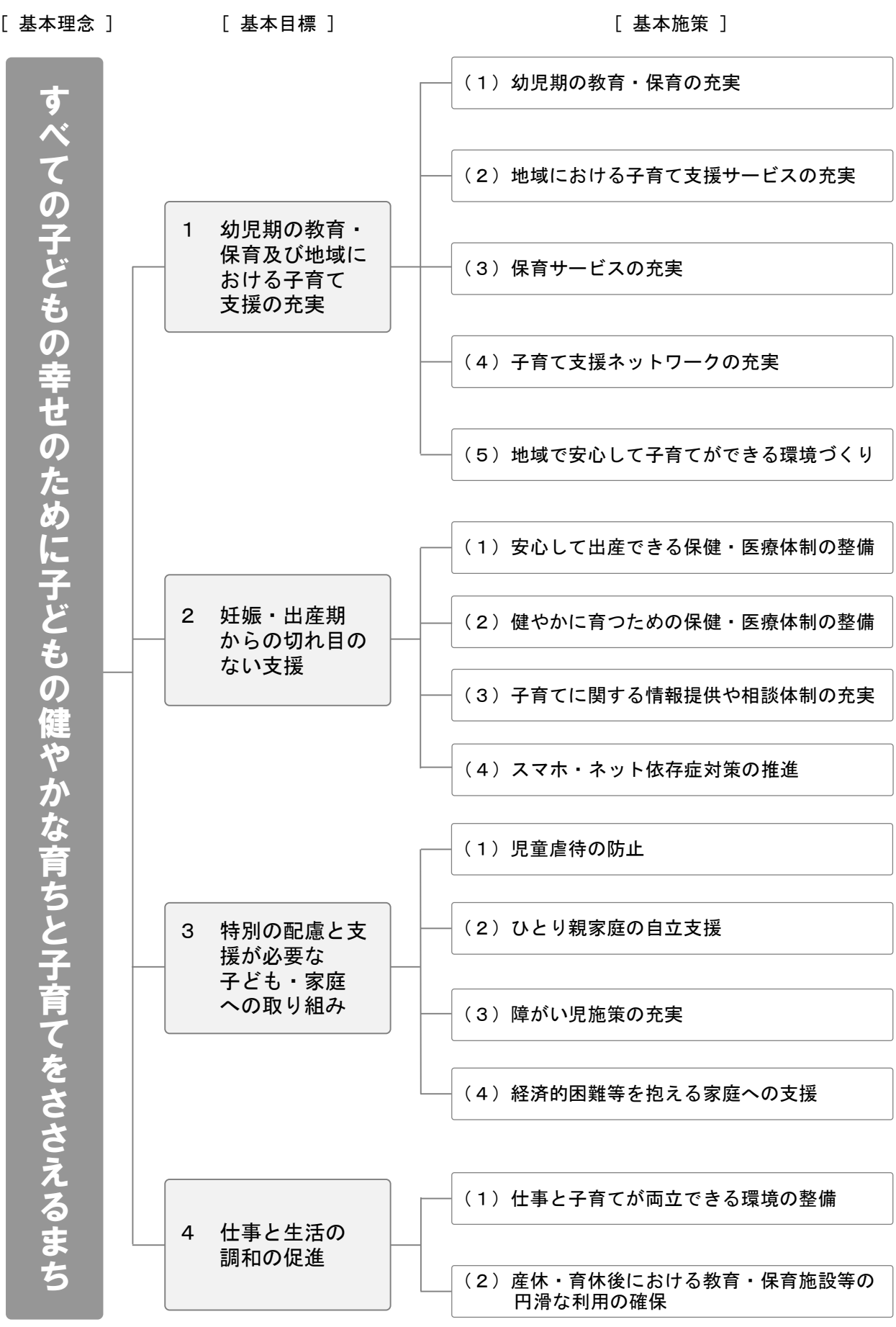
［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 基本施策 ］
すべての子どもの幸せのために子どもの健やかな育ちと子育てをささえるまち
1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実
（1）幼児期の教育・保育の充実
（2）地域における子育て支援サービスの充実
（3）保育サービスの充実
（4）子育て支援ネットワークの充実
（5）地域で安心して子育てができる環境づくり
2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
（1）安心して出産できる保健・医療体制の整備
（2）健やかに育つための保健・医療体制の整備
（3）子育てに関する情報提供や相談体制の充実
（4）スマホ・ネット依存症対策の推進
3 特別の配慮と支援が必要な子ども・家庭への取り組み
（1）児童虐待の防止
（2）ひとり親家庭の自立支援
（3）障がい児施策の充実
（4）経済的困難等を抱える家庭への支援
4 仕事と生活の調和の促進
（1）仕事と子育てが両立できる環境の整備
（2）産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

第４章　施策の展開

1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実

基本施策１　幼児期の教育・保育の充実 ・・・・・・・

【 方向性 】

子どもや保護者の選択に基づき，多様な施設または事業所からそれぞれの特性を生かした教育・保育を受けられるよう，提供体制の確保に努めるとともに，待機児童の解消に努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園において，家庭・地域・小学校等との連携を図りながら,生きる力の基礎や基本的生活習慣の形成を図ります。また、集団生活を通して心豊かに成長していくことができるよう,主体性や豊かな人間性を育むための教育・保育の充実に努めます。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①幼稚園	幼児期にふさわしい教育環境を整備し,小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりに努めます。	こども課
②保育所	保護者が働いているなど何らかの理由により保育を必要とする乳幼児を預かり，保育を行うため，保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。	
③認定こども園	認定こども園への移行を希望する私立の保育所を支援します。 市立施設については幼稚園と保育所を統合し，児童数の偏在化及び少子化の進行する現状に見合った適正な施設数とし,認定こども園に移行することで,保護者の多様なニーズを満たすとともに，一定の集団規模を確保します。また，さまざまな方法・媒体で情報を提供します。	
④地域型保育事業	施設より少人数の単位で，0 歳児から 2 歳児を対象に待機児童解消と人口減少地域の子育て支援機能確保を目的とするものであり,保育の質を確保しながら保育ニーズに対応します。	
⑤教育・保育の質の向上	教育・保育施設・地域型保育事業における教育・保育の質の向上を図るため，幼稚園教諭・保育士等の専門性を高める研修を実施します。	
⑥保育士確保	待機児童の解消を図るため,潜在保育士の掘り起こし等の保育士確保策を実施します。	
⑦認可外保育所	令和元年 10 月より認可外保育所に通う子どもについても幼児教育・保育の無償化の対象となったことから，権限を持つ香川県との連携を図り，一層の指導・監督を徹底していきます。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
市独自の保育料の減免	保育所，幼稚園等の同時利用の子どもの第２子以降を無償化	平成 28 年度	こども課
幼児教育・保育の無償化	令和元年１０月からの国の幼児教育・保育の無償化の開始による幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料の無償化	令和元年度	こども課
①幼稚園 ②保育所 ③認定こども園	坂出一高幼稚園，ルンビニ幼稚園，きんかこども園が，幼稚園または保育所から認定こども園へ移行	平成 29 年度～ 令和元年度	こども課
④地域型保育事業	五色台病院事業所内保育所オリーブガーデンの認可	平成 28 年度	こども課
⑤教育・保育の質の向上	市立の幼稚園教諭・保育所保育士による合同研修の開催	平成 29 年度～ 令和元年度	こども課 学校教育課

基本施策２　地域における子育て支援サービスの充実 ・・・・・・・

【 方向性 】

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう，地域においてさまざまな子育て支援を充実するとともに，妊娠・出産・子育てと段階に応じた切れ目のない，きめ細やかな支援に取り組みます。

すべての子育て家庭に，それぞれの子どもや家庭の状況に応じて，子育ての安心感や充実感を得られるような，親子同士の交流の場づくり，子育て相談，情報提供など，地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①利用者支援事業	子どもやその保護者が，幼稚園・保育所等での教育・保育や，一時預かり，放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう，利用者支援を図ります。	こども課 けんこう課
②子育て世代包括支援センター	ワンストップ相談窓口において，妊産婦，子育て家庭の個別ニーズを把握した上で，情報提供，相談支援を行い，必要なサービスを円滑に利用できるよう，きめ細かく支援します。	けんこう課
③地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所，児童館等の地域の身近な場所で，乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談，情報提供等を行うことで，子育ての不安感の緩和等を図り，子どもの健やかな育ちを支援します。	こども課

④ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育ての支援をするために，育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録をし，センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行います。委託先である坂出市社会福祉協議会と連携して協力会員の増加に努めるとともに，利用会員への周知に努めます。	こども課
⑤子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう，広報誌，市ホームページ，新たな「さかいで子育て応援ブック」の発行・配布，電子母子手帳「まろっ子メモリー」（予防接種管理，子育て情報発信等スマホアプリ）をはじめ，さまざまな方法・媒体で情報を提供します。	こども課 けんこう課
⑥相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう家庭児童相談室，乳児相談など，各種相談機能の充実とともに，関係機関の連携を図ります。また，相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。	こども課 けんこう課
⑦経済的負担の軽減	子ども医療費助成，出産祝金の拡充，保育料の負担軽減をはじめ，さまざまな方法で子育て世帯の負担の軽減を図り，安心して子育てができる環境づくりに努めます。	こども課 けんこう課

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
①利用者支援事業	さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば）の開設	平成 28 年度	こども課
②子育て世代包括支援センター	坂出市子育て世代包括支援センターの開設	平成 30 年度	けんこう課
③地域子育て支援拠点事業	さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば）の開設	平成 28 年度	こども課
⑤子育てに関する情報提供の充実	情報誌「さかいで子育て応援ＢＯＯＫ」の発行	平成 30 年度	こども課
	市ホームページ内に「子育て応援特設サイト」を公開	平成 30 年度	こども課
	電子母子手帳「まろっ子メモリー」（予防接種管理，子育て情報発信等スマホアプリ）配信開始	平成 30 年度	けんこう課
⑦経済的負担の軽減	出産祝金の拡充	平成 24 年度	こども課
	幼児２人同乗用自転車レンタサイクル事業	平成 24 年度	こども課
	子ども医療費助成（中学校卒業まで対象拡大）	平成 26 年度	けんこう課
	乳児紙おむつ支給事業	平成 30 年度	こども課

基本施策３　保育サービスの充実・・・・・・・

【 方向性 】

特定教育・保育，特定地域型保育以外に，多様な保育需要に対応して，利用しやすい保育の提供を推進します。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①休日保育	就労形態の多様化による保育需要に対応するため，日曜・祝日等に保育を行います。	こども課
②乳児保育	保育を必要とする乳児を保育所・認定こども園で保育します。共働き世帯の増加に伴い，乳児の保育需要は高まってきており，事業の拡大と質の確保に努めます。	
③子育て短期支援事業	保護者が，仕事その他の理由により，平日の昼間または休日に不在となり，児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に，児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。	
④一時預かり事業	保護者の就労，急病，育児疲れの解消などによる保育需要に対応し，一時的に保育所等で預かります。	
⑤延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応し，通常保育の前後に延長して保育を実施します。	
⑥病児保育事業	保育所などに通う児童が，病気または病気の回復期などのため，集団生活が困難なときに，病児保育所において一時的に保育を行います。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	実施年度	担当課
①休日保育	（実施箇所）西部保育所 （対象児）市内の保育所等に通う１歳児から就学前の児童	平成 25 年度	こども課
②乳児保育	（実施箇所） 坂出保育園，育愛館，愛集苑保育所， 林田保育園，みどり保育園， きんかこども園，南部保育所 （対象児） 生後８週間から（南部保育所は生後６か月から）	従前より実施	
④一時預かり事業	実施箇所の拡充「さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば）」	平成 29 年度	
⑥病児保育事業	第２子（３歳未満）の児童及び第３子以降の就学前の児童の利用料の無償化	平成 27 年度	

基本施策４　子育て支援ネットワークの充実・・・・・・・

【 方向性 】

子育てをする親同士や，子育て家庭と地域の人がつながることができるよう，身近な交流の場づくりを推進します。

また，子育てを地域全体で支えるため，子育て支援団体の育成，子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①子育てサークルの育成	子育て中の親子が公民館等で気軽に集い，交流することができるように，各地区において子育てサークルの育成や支援を行います。	けんこう課
②子育て支援ネットワークの充実	母親クラブ等１４団体による「坂出市地域活動連絡協議会」，１２地区による「坂出市青少年健全育成市民会議」により，今後も継続して子育て支援のネットワークづくりを推進していきます。各組織や団体が互いに支援・交流をすることで，きめ細やかな子育て支援につなげられるよう促進します。	こども課
③子育て関連団体への支援	子育てサークルやさかいで地域子育て支援ネットワーク「きんときネット」など，子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。	けんこう課 こども課

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	担当課
①子育てサークルの育成 ②子育て支援ネットワークの充実 ③子育て関連団体への支援	坂出市子育てサークルの開催 （毎月第３火曜日に地域保健センターで開催）	けんこう課
	地域組織活動母親クラブ育成事業 （市内の母親クラブ１３団体に活動費を助成）	こども課
	１日子育て支援センターへの保健師や管理栄養士の派遣 （きんか子育てふれあい教室「きんかこども園）と坂出子育てふれあいセンター（みどり保育園）が毎年９～１１月頃に地域の公民館等で開催）	けんこう課 こども課

基本施策５　地域で安心して子育てができる環境づくり ・・・・・・・

【 方向性 】

地域において子どもが安全で安心して過ごせる居場所や遊び場の確保に努めるとともに，自然にふれる機会，地域のさまざまな世代の人とふれあう機会など，多様な交流の機会の提供を推進します。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後等に預かり，異年齢児童との交流を通じた社会性の習得，発達段階に応じた遊びや生活習慣が身に付くよう，児童の健全な育成を支援します。	教育総務課
②子どもの居場所・活動の場の充実	児童館，公園など，子どもにとって身近で安全・安心な居場所，遊び場の確保，充実に努めます。	こども課 都市整備課
③放課後子ども教室	放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な居場所を設けて，地域住民の参画を得ながら，様々な体験活動や交流活動の取り組みを実施します。	教育総務課
④子育てのための生活環境の整備	妊産婦や小さな子どもを連れた方が，安心して外出できる環境づくりを推進します。	こども課

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
①放課後児童クラブ	・利用児童の対象学年を６年生まで拡大 ・児童数の増加に伴う施設整備を実施	従前より実施	教育総務課
③放課後子ども教室	新規講座の実施及び内容の充実	従前より実施	教育総務課
④子育てのための生活環境の整備	授乳室等整備整備事業により，大橋記念図書館，市立体育館，地域保健センター，福祉会館に授乳ベッドまたはおむつ替えシート等を設置	令和元年度	こども課
	「としょかん赤ちゃんタイム」の実施 （毎月第３金曜日９時から 11 時）	令和元年度	大橋記念図書館

2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

基本施策１　安心して出産できる保健・医療体制の整備 ・・・・・・・

【 方向性 】

両親が安心して妊娠期を過ごし，出産を迎えることができるよう，母子健康手帳（母親用）や父子健康手帳（父親用）の交付・活用をはじめ，パパママ学級などの妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実とともに，医療体制の充実を図ります。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①相談･保健指導体制の充実	安心して出産するために，気軽に相談できる体制の整備促進等の充実や適切な指導・助言を行います。	けんこう課
②妊産婦健康診査	妊産婦健診の公費負担制度により，妊産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。また，適正受診のための周知に努めます。	
③周産期医療の充実	安全な出産を確保するため，県や地域の周産期医療施設と連携し，母体・新生児の医療体制の充実を図ります。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
①相談・保健指導体制の充実	パパママ学級	平成 11 年度	けんこう課
	坂出市子育て世代包括支援センターの開設	平成 30 年度	
②妊産婦健康診査	特定不妊治療費助成の開始	平成 25 年度	
	妊婦一般健康診査の拡充	平成 27・28 年度	
	産後ケア事業の開始	平成 30 年度	
	産婦健康診査の開始	令和元年度	
③周産期医療の充実	新生児聴覚スクリーニング検査の開始	平成 29 年度	

基本施策２　健やかに育つための保健・医療体制の整備 ・・・・・・・

【 方向性 】

子どもの健康が確保されるよう，乳幼児健康診査等の充実や子どもの健康づくり支援を行うとともに，保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から，情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また，医療機関と連携しながら，子どもが病気やけがの際に安心できる，小児医療体制の充実を図ります。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育てについての相談，情報提供，助言等の支援を行います。	けんこう課
②健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し，適切な対応を行うため，健康診査の充実を図るとともに，経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。	
③相談・指導体制の充実	安心して育児を行うことができるよう気軽に相談できる体制を整備し，乳幼児の保健医療等に対する指導・助言を行います。（産後ケアを含む。）	
④生活習慣病予防対策の推進	「坂出市健康増進計画」に基づいて，乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発など対策の充実を図ります。	
⑤食育の推進	「坂出市食育推進計画」に基づいて，子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と，豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに，地域の関係団体と連携した取り組みを推進します。	
⑥小児医療体制の充実	休日当番医及び病院群輪番制病院事業に対する財政支援を継続するとともに，県が開設している「小児救急電話相談」の周知を図るなど，救急医療の適正な利用の啓発を推進します。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
②健康診査等の充実	（健康診査） ・3～4 か月児，1 歳 6 か月児，3 歳児健康診査 ・2 歳 6 か月児歯科健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦一般健康診査 ・産婦健康診査（平成 31 年 4 月より） ・新生児聴覚スクリーニング検査 ・乳児一般健康診査 ・3 歳児精密検査 （健康教育） ・パパママ学級 ・離乳食講習 ・子育てサークル ・もぐもぐ歯っぴいスクール	―	けんこう課
	子ども発達支援事業（５歳児健康診査・巡回相談）	従前より実施	こども課 けんこう課
③相談・指導体制の充実	坂出市子育て世代包括支援センターの開設	平成 30 年度	けんこう課
④生活習慣病予防対策の推進	小児生活習慣病予防健診（小学生・中学生）	中学生は令和元年度から	学校教育課 けんこう課

基本施策３　子育てに関する情報提供や相談体制の充実・・・・・・・

【 方向性 】

子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るため，窓口や広報誌，パンフレット，インターネット，SNSなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに，市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①子育てガイドブック等の情報紙の発行	妊娠期から就学前までの子育て支援に関する各種手続きや手当,保育サービスなどの情報を掲載したガイドブックを作成し，情報の提供に努めます。 子育て支援センターの事業内容や保育所に関する情報を掲載した子育て情報誌を発行し,子育て家庭に配布します。	こども課
②インターネット等を活用した情報の提供	ホームページ，SNS などを活用した各種サービスやイベント，つどいの場などの情報を発信します。	こども課

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
①子育てガイドブック等の情報紙の発行	情報誌「さかいで子育て応援ＢＯＯＫ」の発行	平成 30 年度	こども課
②インターネット等を活用した情報の提供	市ホームページ内に「子育て応援特設サイト」を公開	平成 30 年度	こども課
	電子母子手帳「まろっ子メモリー」(予防接種管理，子育て情報発信等スマホアプリ）配信開始	平成 30 年度	けんこう課
その他の事業	ブックスタート事業(3～4 か月健康診査に合わせて，坂出地域保健センターにて絵本の贈呈等を行う事業)	従前より実施	大橋記念図書館

基本施策４　スマホ・ネット依存症対策の推進・・・・・

【 方向性 】

スマホ等の急速な普及により、時間や場所に関係なく情報を入手したり，発信することができる便利な社会となっていますが，スマホ等の過度の使用により日常生活に支障をきたすといった依存症の問題も出てきています。また，スマホ等を使い始める年代が低年齢化してきており，過度の使用による発育への影響も懸念されているため、スマホ・ネット依存症の知識及び予防に関する啓発活動を実施します。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①啓発活動の実施	市内小中学校において，スマホ等を使用しない日の設定や，家庭での団らんや読書など時間を有意義に使うよう指導し，各家庭にも協力を呼びかけます。 保護者への啓発活動の実施や各校でスマホ利用の指導マニュアルを作成し子どもへの情報モラル教育を実施します。 坂出市ＰＴＡ連絡協議会と連携を図り，家庭におけるスマートフォンの適切な使用啓発を実施します。 3～4 か月児健康診査，1 歳 6 か月児健康診査，2 歳児相談及び3歳児健康診査での乳幼児からのメディア漬けの予防に関するチラシの配布や，5 歳児健康診査での保護者と子どもで携帯端末を上手に利用するルールづくりの必要性や絵本等を利用することの重要性についての助言を実施します。	学校教育課 生涯学習課 こども課 けんこう課

3 特別の配慮と支援が必要な子ども・家庭への取り組み

基本施策１　児童虐待の防止 ・・・・・・・

【 方向性 】

児童虐待は，子どもへの身体的な影響だけでなく，こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは，保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり，その結果親子の信頼関係を築けないばかりか，脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし，社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り，子どもが安心して生活できるよう，地域や関係機関等の連携を強化し，未然防止をはじめ，早期発見・早期対応に取り組みます。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため，児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか，虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を図ります。	こども課 けんこう課 学校教育課
②早期発見・早期対応	乳幼児健診，家庭訪問等を通して虐待のハイリスク者の把握と育児支援など早期発見，早期対応に努めます。	
③相談体制の充実	相談員の研修やスーパーバイザーの事例検討会を実施するなど，関係者の対応力の向上を図るとともに，相談体制の充実に努めます。	
④要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携し，適切な対応を図ります。	
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し，指導助言，家事援助等を行うことにより，当該家庭の適切な養育の支援に努めます。	
⑥関係機関の連携	坂出市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに，保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と情報を共有し連携を図ります。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
児童虐待の防止（対策の強化）	・坂出警察署と坂出市との間で，児童虐待に関わる案件についての情報共有を行う協定を締結 ・児童相談所と事案の全件共有を実施するなどの連携強化 ・坂出市要保護児童地域対策協議会における進行管理会議の開催回数の拡充及び坂出警察暑の参加	平成 30 年度	こども課

基本施策２　ひとり親家庭の自立支援 ・・・・・・・

【 方向性 】

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため，国や県と連携しながら，就業に向けた支援を推進するとともに，仕事と子育てを両立させることができるよう，相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①相談･情報提供体制の充実	ひとり親家庭からの相談に，母子・父子自立支援員が対応するほか，広報誌や市ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く，複雑多様化する傾向にあることから，関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら，適切な相談・情報提供の実施を図ります。	こども課
②就業支援	ひとり親家庭の保護者が就業に必要な技術を身につけるための資格取得や就学など，能力開発の取り組みを支援し，自立の促進を図ります。	
③経済的支援	ひとり親家庭の負担軽減のため，手当の支給や医療費等の助成，修学資金・就業資金等の貸付を実施し，経済的支援を図ります。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	担当課
①相談・情報提供体制の充実	・ハローワーク坂出と共同で，児童扶養手当現況手当提出時（８月）に，市役所内にて「出張ハローワーク」を開催	こども課
②就業支援	・高等職業訓練促進給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金の支給	
③経済的支援	・児童扶養手当の支給 ・高等職業訓練促進給付金の支給（再掲） ・自立支援教育訓練給付金の支給（再掲） ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	

基本施策３　障がい児施策の充実・・・・・・・

【 方向性 】

「坂出市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」における障がい児施策と緊密な連携を図り，障がい児等の年齢や障がいの特性に応じた専門的支援体制の充実に努めます。

障がいのある児童等特別な支援が必要な子ども一人ひとりが持っている可能性を引き出し，成長発達を促すよう，より良い教育・保育の提供を推進します。

また，発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに，医療体制や特別支援教育の充実など，障がいのある児童等の生活面におけるさまざまな支援に取り組みます。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①障がいの早期発見と早期支援	乳幼児健診や５歳児健診等の実施により，何らかの発達上の課題を有する子どもと保護者への相談支援や保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と連携を図り，障がいの早期発見と早期支援を推進します。	こども課 けんこう課 学校教育課
②障がい児への支援	教育機関と医療・福祉機関等が連携し，乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備します。 また，発達障がいをはじめとした療育に関する相談支援や各種福祉サービスの提供にかかる援助，調整等を継続して実施します。	
③教育・保育施設等における障がい児の受け入れ	特定教育・保育施設や放課後児童クラブ等において，障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。	
④幼稚園教諭，保育士等の専門性の向上	発達障がいのある子どもを含めた特別な支援が必要な障がい児に対応するため，幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図ります。	
⑤障がい児の就学支援	障がい児等特別な支援が必要な児童の就学に関して，関係機関等が連携して必要な支援を実施します。 保護者が子どもの障がいを理解し，受け入れていく過程に即したきめ細やかな支援ができるよう，今後も関係機関等の連携強化を図ります。	
⑥保健，医療，福祉，教育・保育等の連携	特別支援教育を一層推進するため，幼稚園，保育所，小・中学校，高校及び家庭，福祉，医療，学術等関係機関との連携のもと，地域における特別支援教育のネットワークを構築するとともに，特別支援教育に対する理解促進を図ります。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
①障がいの早期発見と早期支援 ②障がい児への支援	子ども発達支援事業（５歳児健康診査・巡回相談）	従前より実施	こども課 けんこう課
	ことばの相談，こども相談，かもめ教室	従前より実施	けんこう課
	発達支援保護者交流事業「こひつじ教室」（友愛館で実施）	平成 28 年度	こども課

基本施策４　経済的困難等を抱える家庭への支援 ・・・・・・・

【 方向性 】

国においては令和元年６月，議員立法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第４１号）が成立し，市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

本市におきましても，関係機関と連携をとりながら，子どもの貧困の状況を把握するよう努め，対象児童やその家庭を，各種制度を活用しながら総合的に支援します。また，様々な事情により困難な環境にある子どもや家庭への支援についても柔軟に対応するよう努めます。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①関係機関の連携	ボランティア団体・ＮＰＯ・保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と情報を共有し連携を図ります。	こども課 けんこう課 ふくし課 学校教育課
②養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し，指導助言，家事援助等を行うことにより，当該家庭の適切な養育の支援に努めます。	こども課 けんこう課
③子育て短期支援事業（再掲）	保護者が，仕事その他の理由により，平日の昼間または休日に不在となり，児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に，児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。	こども課
④相談･情報提供体制の充実（再掲）	ひとり親家庭からの相談に，母子・父子自立支援員が対応するほか，広報誌や市ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く，複雑多様化する傾向にあることから，関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら，適切な相談・情報提供の実施を図ります。	こども課
⑤就業支援（再掲）	ひとり親家庭の保護者が就業に必要な技術を身につけるための資格取得や就学など，能力開発の取り組みを支援し，自立の促進を図ります。	こども課
⑥経済的支援（再掲）	ひとり親家庭の負担軽減のため，手当の支給や医療費等の助成，修学資金・就業資金等の貸付を実施し，経済的支援を図ります。	こども課

4 仕事と生活の調和の促進

基本施策１　仕事と子育てが両立できる環境の整備 ・・・・・・・

【 方向性 】

子どものより良い育ちを実現するためには，男女がともに役割を果たしていくことが必要であり，お互いに子育てと仕事の両立・調和が図られること（ワーク・ライフ・バランス）が不可欠です。

また，多様な働き方を支援するため，社会基盤整備（教育・保育施設等）の充実を図るとともに，地域・企業・各種団体等との連携により，すべての市民に向けた社会全体の取組として推進します。

さらには，子育てや介護等，人生におけるさまざまなライフイベントと両立しながら，生活と仕事の調和を目指す方法として，起業という選択をする人も増えています。本市では，創業支援を通して，そのような選択を支援するほか多様な仕事の創出を通じて地域に新たな働き方の選択肢をつくることで，誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指します。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発及び推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け，労働者，市民，企業等への意識の醸成及び啓発を行います。企業に対しては，従業員の「働き方改革」の推進により，組織内に活力が生まれ，企業体質の強化・生産性向上・業績アップにつながる「健康経営」の視点から，その必要性を訴求します。	人権課 職員課 産業課 こども課 かいご課
②働き方の見直しについての意識啓発	男女ともに，その意欲に応じて，あらゆる分野で活躍できる社会を目指します。共働き世帯の増加に対しては，旧来の固定的役割分担意識を改め，家庭と職業生活のバランスのとれた働き方，ライフスタイル確立に向けて意識啓発を図ります。また，「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など関係法令制度等の情報収集・提供に努めるとともに，社会基盤（教育・保育施設等）の充実に努めます。	
③各種制度の普及啓発及び推進	育児・介護休業制度や時間外・休日労働の上限規制など，諸制度・法改正の趣旨や内容について周知するとともに，労働者・市民・企業が活用可能な助成金等の支援施策の普及推進に努めます。また，効果的な情報提供や研修，交流の場の提供等の働きかけを行います。	

【 これまでの主な取り組み 】

施策・事業名	実施項目	事業年度	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発及び推進 **②働き方の見直しについての意識啓発** **③各種制度の普及啓発及び推進**	男女共同参画計画 ・男女共同参画に関する研修会等の実施	平成 28 年度～令和 2 年度	人権課
	・坂出市次世代育成支援対策特定事業主行動計画 ・次世代育成支援対策女性活躍推進特定事業主行動計画	平成 27 年度～令和元年度 平成 28 年度～令和 2 年度	坂出市（職員課）
②働き方の見直しについての意識啓発	読みメンプロジェクト （男性による読み聞かせの楽しさや体験を父親にも母親にも，そして子育てを応援する方々に知ってもらう行事を開催）	平成 26 年度	大橋記念図書館
③各種制度の普及啓発及び推進（坂出市）	・業務分担の見直しや時間外勤務の制限への配慮及び，育児休業等の取得しやすい環境づくりと促進 ・職員用ポータルサイトへの掲載等による職員個々への制度周知	―	坂出市（職員課）

基本施策２　産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【 方向性 】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については，近年の積極的な取り組みにより，広がってきておりますが，今後も社会全体の運動としてさらに広げていく必要があります。

働き方の見直しに向けたさまざまな取り組みを推進するとともに，子育て家庭への就労支援や，男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう，固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

また，利用者が相談しやすい体制づくりに努め，産前・産後休業，育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

【 取り組み 】

施策・事業名	事業内容	担当課
①育児休業後等の教育･保育施設の円滑な利用	保護者が，産前・産後休業，育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう，産前・産後休業，育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。	こども課

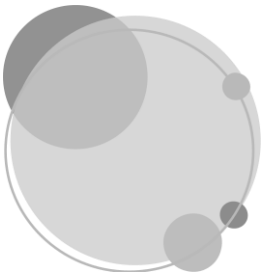

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策，実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり，地理的条件，人口，交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では，教育・保育提供区域ごとに，教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市では，この教育・保育提供区域を市全域で 1 区域と定めています。なお，この設定に伴い基盤整備を検討する場合にあっても，地域間の供給量の状況，地域内でも特定のエリアに偏在することなく，交通事情や行政界等にも配慮して，できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

2 量の見込みの算出方法について

「量の見込み」等を算出する項目ごとに，アンケート調査の結果から“利用意向率”を算出し，将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

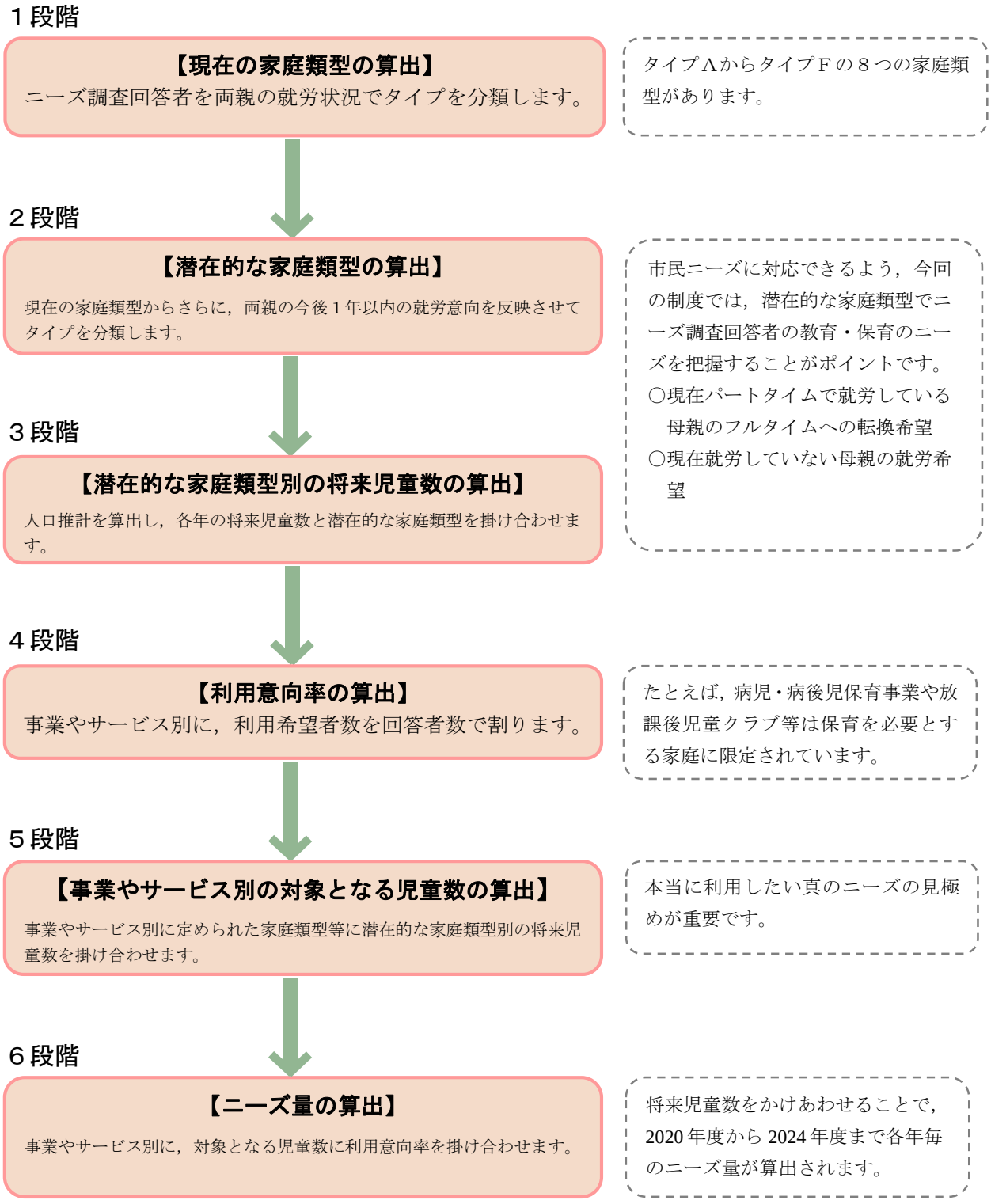

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる，０歳から 11 歳までの子どもの人口を平成 27 年から平成 31 年の３月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により推計しました。

単位：人

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
０歳	323	318	312	304	296
１歳	312	336	331	325	316
２歳	320	311	335	330	324
３歳	376	319	310	334	329
４歳	361	377	320	311	335
５歳	401	361	377	320	311
６歳	390	400	360	377	319
７歳	377	392	402	362	378
８歳	410	379	394	404	364
９歳	432	409	378	393	403
10 歳	412	434	411	380	395
11 歳	462	411	433	410	379

（※）コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め，それに基づき将来人口を推計する方法。

4 幼児期の教育・保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み，確保策を定めました。

確保量とは，各教育・保育施設等の利用定員の合計であり，利用定員は施設ごとに，児童一人当たりの面積や保育士等の配置の基準により定められています。本市における待機児童については，施設としては充足しているものの，保育士不足により施設の利用定員までの児童の受け入れができないために発生している状況です。

【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
１号	３～５歳：教育標準時間での通園を希望される場合	認定こども園，幼稚園
２号	３～５歳：保育の必要性の認定を受けていて，保育標準時間または保育短時間での通園を希望される場合	認定こども園，保育所
３号	０～２歳：保育の必要性の認定を受けていて，保育標準時間または保育短時間での通園を希望される場合	認定こども園，保育所，地域型保育事業

※教育標準時間（１日あたり約 5.5 時間）
※保育標準時間（1 日あたり最長 11 時間）・・・主にフルタイム就労を想定した利用時間
※保 育 短 時 間（1 日あたり最長　８時間）・・・主にパートタイム就労を想定した利用時間

【 令和２年度 】　　（単位：人）

		令和２年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
				０歳	１・２歳
児童数（推計）		1,138		323	632
量の見込み（Ａ）		363	775	157	457
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園，幼稚園，保育所	815	827	171	452
特定地域型保育事業	小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育等	－	－	6	14
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設	78	－	4	8
確保量合計（Ｂ）		893	827	181	474
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		530	52	24	17

【 令和３年度 】 （単位：人）

		令和３年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
				０歳	１・２歳
児童数（推計）		1,057		318	647
量の見込み（Ａ）		337	720	155	467
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園，幼稚園，保育所	815	827	171	452
特定地域型保育事業	小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育等	－	－	6	14
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設	78	－	4	8
確保量合計（Ｂ）		893	827	181	474
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		556	107	26	7

【 令和４年度 】 （単位：人）

		令和４年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
				０歳	１・２歳
児童数（推計）		1,007		312	666
量の見込み（Ａ）		321	686	152	481
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園，幼稚園，保育所	815	827	171	452
特定地域型保育事業	小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育等	－	－	6	14
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設	78	－	4	8
確保量合計（Ｂ）		893	827	181	474
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		572	141	29	▲7

【 令和５年度 】 （単位：人）

		令和５年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
				０歳	１・２歳
児童数（推計）		965		304	655
量の見込み（Ａ）		308	657	148	473
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園，幼稚園，保育所	815	827	171	452
特定地域型保育事業	小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育等	－	－	6	14
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設	78	－	4	8
確保量合計（Ｂ）		893	827	181	474
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		585	170	33	1

【 令和６年度 】 （単位：人）

		令和６年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
				０歳	１・２歳
児童数（推計）		975		296	640
量の見込み（Ａ）		311	664	144	462
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園，幼稚園，保育所	815	827	171	452
特定地域型保育事業	小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育等	－	－	6	14
その他	新制度に移行しない幼稚園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設	78	－	4	8
確保量合計（Ｂ）		893	827	181	474
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		582	163	37	12

【 令和２年度の実施体制 】

認定こども園	4 箇所	府中こども園（幼保連携型），きんかこども園（幼保連携型），坂出一高幼稚園（幼稚園型），ルンビニ幼稚園（幼稚園型）
幼稚園	6 箇所	坂出中央幼稚園，林田幼稚園，加茂幼稚園， 川津幼稚園，松山幼稚園，瀬居幼稚園（休園中）
認可保育所	11 箇所	江尻保育所，川津愛児園，松山保育園，西部保育所， 南部保育所，加茂保育所，坂出保育園，育愛館， 愛集苑保育所，林田保育園，みどり保育園
新制度に移行しない幼稚園	1 箇所	香川大学教育学部附属幼稚園
小規模保育事業等（特定地域型保育事業）	1 箇所	オリーブガーデン（五色台病院事業所内保育施設）
企業主導型保育事業（地域枠）	2 箇所	にじいろ保育園，ピッコロ保育園

【 確保の考え方 】

慢性的な保育士不足のため供給が不足している３号認定のニーズについては，県等と連携し，新卒保育士や潜在保育士への働きかけを行うとともに，潜在保育士等の就職支援や，保育所等で働きながら保育士を目指す方の支援を実施するなどの保育士確保に重点を置き，待機児童の解消に努めることにより確保します。

人口推計では，本市の児童数は減少が予測され，教育・保育事業の利用者も同様に減少が見込まれることから，本計画期間においては，できる限り新規の施設整備は行わず，既存施設を有効活用していきます。

また，市立の幼稚園と保育所を統合し，児童数の偏在化及び少子化の進行する現状に見合った適正な施設数とし，認定こども園に移行することで，保護者の多様なニーズを満たすとともに，一定の集団規模を確保します。

市立の認定こども園は，令和２年度（2020 年度）から府中地区，令和３年度（2021 年度）から川津地区及び松山地区，令和４年度（2022 年度）から加茂地区の幼稚園と保育所を統合して幼保連携型認定こども園に移行します。また，その他の地区の就学前施設についても人口動態や児童数の推移，私立（民間）施設との役割分担等を勘案しながら，施設の統合を含めたあり方を検討します。

就学前施設（市立）再編整備スケジュール

地区	種別	施設名	年度									
			令和元年（2019）	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和6年（2024）	令和7年（2025）	令和8年（2026）	令和9年（2027）	令和10年（2028）
市中心部	幼	坂出中央幼稚園	幼稚園			人口動態・園児数の推移・民間施設との役割分担等を勘案しながらあり方を検討						
	保	南部保育所	保育所									
	保	江尻保育所	保育所									
	保	西部保育所	保育所									
林田	幼	林田幼稚園	幼稚園									
加茂	幼	加茂幼稚園	幼稚園			幼稚園・保育所を統合し，幼保連携型認定こども園へ移行						
	保	加茂保育所	保育所									
府中	幼	府中幼稚園	幼稚園	幼稚園・保育所を統合し，幼保連携型認定こども園へ移行								
	保	府中保育所	保育所									
川津	幼	川津幼稚園	幼稚園	幼稚園・保育所を統合し，幼保連携型認定こども園へ移行								
	保	川津愛児園	保育所									
松山	幼	松山幼稚園	幼稚園	幼稚園・保育所を統合し，幼保連携型認定こども園へ移行								
	保	松山保育園	保育所									

（坂出市就学前施設再編整備方針より）

5 地域子ども・子育て支援事業

（１）時間外保育事業（延長保育事業）・・・・・・・

【 概要 】

保育所等において，11 時間の開所時間の始期及び終期の前後に延長保育を実施し，保育需要への対応の推進を図る事業です。

【 現状 】　（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
月間人数	246	230	243	332

【 量の見込みと確保策 】　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	355	342	336	326	324
確保策（Ｂ）	355	342	336	326	324
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 令和２年度の実施体制 】

6 箇所	坂出保育園，育愛館，愛集苑保育所，きんかこども園，林田保育園，みどり保育園

【 確保の考え方 】

延長保育の利用人数は増加傾向にありますが，令和２年度以降は児童数の減少とともに利用者数も減少となる見込みです。現在の６施設による実施体制により十分な提供ができるため，継続して実施します。

（２－１）放課後児童健全育成事業（仲よし教室等）・・・・・・・

【 概要 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に，学校の余裕教室や児童館等で，放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し，その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実人数	712	725	845	890
低学年	596	604	623	623
高学年	116	121	222	267

【 量の見込みと確保策 】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	995	1,000	1,005	1,010	1,015
１年生	229	230	231	232	233
２年生	206	207	208	209	210
３年生	200	201	202	203	204
４年生	161	162	163	164	165
５年生	107	108	109	110	111
６年生	92	92	92	92	92
確保策（Ｂ）	995	1,000	1,005	1,010	1,015
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 令和２年度の実施体制 】

21 箇所	東部小学校仲よし教室(2)，坂出小学校仲よし教室(4)，金山小学校仲よし教室，林田小学校仲よし教室(3)，加茂小学校仲よし教室(2)，府中小学校仲よし教室，松山小学校仲よし教室，川津小学校仲よし教室(2)，西庄小学校仲よし教室，みのり教室，学童ふれんどルーム，ゆうゆうクラブ，CANVAS

【 確保の考え方 】

私立の３箇所（坂出保育園の「学童ふれんどルーム」，みどり保育園の「ゆうゆうクラブ」，坂出一高幼稚園の「CANVAS」）については委託事業として，継続して実施します。

また，公立の仲よし教室及びみのり教室について，第 1 期計画期間においては，対象学年を段階的に引き上げ，利用児童の増加に合わせて施設整備を図り，「量の確保」に取り組みました。６年生の受け入れを開始した令和元年度の実績を見ると，夏休みは，一時的に児童数が増加しますが，学校授業日の児童数は概ね適正人数であり，施設・設備面においても，子どもが安心して過ごせる専用面積等を維持・確保できております。

本市の人口推移を見ると，年少人口は年々減少しており，今後，放課後児童クラブの利用児童見込み数も，横ばい傾向であることから，本計画期間は，新たな施設整備は行わず，夏休みの間，著しく利用児童数が増加する教室には，補助員を加配し，また児童一人当たりの専用面積が確保できない教室は，小学校の協力のもと，空き教室等併用するなど臨時的対応により，放課後児童健全育成事業の設備・運営基準を遵守していきます。

【特別な配慮を必要とする児童への対応】

特別な配慮を必要とする児童が在籍する教室については，放課後児童支援員等を加配するとともに，事例検討会の開催，臨床心理士等専門家を招いて障がい特性に関する研修を計画的に実施するなど，当該児童に対しても，適切な育成支援が図られるよう職員一人ひとりの資質向上に努めます。

【地域の実情に応じた開所時間の延長に係る取り組み】

現在，仲よし教室は，午後６時まで開所しております。

今回のアンケート調査結果においては，午後６時以降も利用を希望する保護者の割合が 1 割に満たないことから，本計画期間も，午後６時までの開所時間を継続していきます。

【放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策】

令和２年度から，放課後児童クラブの運営業務を民間事業者に委託することにより，安定した職員体制を構築し，民間事業者が有する専門的かつ高度な知識や豊富な経験等を活用して，均質かつ，より良質な運営を目指します。

なお，設置主体は市であることから定期的な報告，これまでと同様に現場職員と

のミーティングを開催すること等により，運営内容についての把握に努めるとともに，受託業者と連携し内容の充実を図ってまいります。

【放課後児童クラブにおける育成支援の内容について，利用者や地域住民への周知を推進させるための方策】

保護者には，おたよりや連絡帳，携帯アプリなどを活用して，放課後児童クラブでの子どもの様子や連絡事項などを発信し，積極的に情報共有を図っていきます。また，保護者だけでなく，地域住民にも，放課後児童クラブについて理解を深めていただけるよう，地域の方々との交流の場を設けるなど，家庭や地域と協力・連携が図られる環境づくりを推進します。

（２－２）放課後子ども教室推進事業 ・・・・・・・

【 概要 】

すべての子どもを対象として，放課後や週末に小学校や地域の公民館などを利用して，安全・安心な子どもの居場所を設け，地域の方々の参画を得て，スポーツ・文化芸術活動，地域住民との交流活動の機会を提供する事業です。

【 現状 】　（単位：箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
箇所数	2	2	2	2
実施体制	金山地区，西庄地区			

【 量の見込みと確保策 】　（単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（箇所数）	2	2	2	2	2
確保策（実施体制）	金山地区，西庄地区				

【 確保の考え方 】

金山地区と西庄地区において，子どもたちと地域住民との交流活動を継続していくために，各種講座の充実を図っていきます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・

【 概要 】

保護者が，仕事その他の理由により，平日の昼間または夜間に不在となり，児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に，児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

【 現状 】

（単位：箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
箇所数	2	2	2	2
実施体制	亀山学園，神愛館			

【 量の見込みと確保策 】

（単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（箇所数）	2	2	2	2	2
確保策（実施体制）	亀山学園，神愛館				

【 確保の考え方 】

第１期計画期間中の利用実績はありませんが，児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため，引き続き，児童養護施設（亀山学園）や乳児院（神愛館）に委託し，現在の提供体制を維持します。

（４）地域子育て支援拠点事業 ・・・・・・・

【 概要 】

公共施設や保育所，児童館等の地域の身近な場所で，乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談，情報提供等を実施する事業です。

【 現状 】

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数	5,890	8,565	9,153	9,031

【 量の見込みと確保策 】

（単位：人，箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	11,115	11,232	11,383	11,162	10,894
確保策（Ｂ）	11,115	11,232	11,383	11,162	10,894
箇所数	4	4	4	4	4
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 令和２年度の実施体制 】

4 箇所	さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば），わはは・ひろば坂出，きんか子育てふれあい教室（きんかこども園），坂出子育てふれあいセンター（みどり保育園）

【 確保の考え方 】

保護者同伴での利用であるため定員等の設定がなく，令和２年度以降も，現在の提供体制で必要な見込み量を確保できる見通しです。また，平成２８年度に開設した「さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば）」については，指定管理者制度（管理・運営等のノウハウを持つ民間事業者に委託し，施設の有効活用を図るもの）による管理・運営を行ってきましたが，令和２年度が委託期間の最終年度となるため，令和２年度中に改めてプロポーザル方式による指定管理者の選定を実施し，令和３年度以降も継続して事業を実施します。

（５）病児保育事業 ・・・・・・・

【 概要 】

病気の回復期などで保育所などに通うことができず，また保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な児童（生後 57 日から小学校３年生まで）について，病院・保育所等に付設された専用スペース等において，一時的に保育を行う事業です。

【 現状 】

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数	642	658	552	554

【 量の見込みと確保策 】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	551	538	530	517	501
確保策（Ｂ）	551	538	530	517	501
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 令和２年度の実施体制 】

1 箇所	回生病院病児保育室

【 確保の考え方 】

病児保育に対する市民ニーズは多様化しており，これらのニーズ把握に努めるとともに，令和２年度以降も継続して回生病院への委託により実施します。そして，県内で実施している他の病児保育も利用できる現在の体制を今後も継続していきます。

（６）一時預かり事業 ・・・・・・・

【 概要 】

幼稚園または認定こども園の在園児（1 号認定）を対象にしたものとそれ以外のものに区分されます。

幼稚園または認定こども園の在園児（１号認定）を対象とした一時預かりは，家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について，主として昼間に，幼稚園または認定こども園で一時的に預かり，必要な保育を行う事業です。

その他の一時預かりは，家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について，主として昼間に，保育所その他の場所において，一時的に預かる事業です。

【 現状 】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園または認定こども園における在園児（１号認定）を対象	－	－	4,776	6,610
在園児対象型を除く	862	1,402	660	1,124
一時預かり事業（在園児対象型除く）	619	1,136	583	962
ファミリー・サポートセンター事業	243	266	77	162

【 量の見込みと確保策 】

◎幼稚園または認定こども園における在園児（１号認定）を対象 （単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	6,543	6,078	5,790	5,549	5,606
確保策（Ｂ）	6,543	6,078	5,790	5,549	5,606
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

◎在園児対象型を除く （単位 人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	951	919	902	874	868
確保策（Ｂ）	951	919	902	874	868
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 令和２年度の実施体制 】

７箇所	さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば），坂出保育園，育愛館，きんかこども園，ルンビニ幼稚園，坂出一高幼稚園，坂出市社会福祉協議会（坂出市ファミリー・サポート・センター）

【 確保の考え方 】

さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば）の一時預かり，私立保育所２箇所（坂出保育園，育愛館），私立認定こども園３箇所（きんかこども園，ルンビニ幼稚園，坂出一高幼稚園）及び坂出市ファミリー・サポート・センターにおいて，必要な量は確保できる見通しですが，幼児教育・保育の無償化による今後の動向に注視しつつ，必要な実施体制の確保に努めます。

（７）ファミリー・サポート・センター事業 ・・・・・・・

【 概要 】

地域で子育ての支援をするために，育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし，センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては，就学前児童（0～5 歳）分は，前述の「一時預かり事業」として見込み，就学児（6～11 歳）分は別途見込むこととされていることから，ここでは「就学児分」を整理しています。

【 現状 】 （単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数	800	342	343	236

※小学校や放課後児童クラブ等の送迎について，送り１回，迎え１回とカウントしていたものを，平成 28 年度以降は，送りと迎えを合わせて１回とカウントすることとなったため，利用回数が減少しています。

【 量の見込みと確保策 】 （単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	289	282	276	270	260
確保策（Ｂ）	289	282	276	270	260
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 令和２年度の実施体制 】

１箇所	坂出市社会福祉協議会

【 確保の考え方 】

本事業の実施にあたっては，協力会員の確保が不可欠であるため，利用ニーズに対応できるよう，委託先（坂出市社会福祉協議会）と連携して提供会員の増加に努めるとともに，対象者（依頼会員）への周知に努めます。

（８）妊産婦健康診査 ・・・・・・・

【 概要 】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため，妊産婦に対する健康診査として，①健康状態の把握，②検査計測，③保健指導を実施するとともに，妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】 （単位：人，回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診対象者数	347	358	319	302
健診回数（延べ）	4,327	4,286	3,832	3,563

【 量の見込み 】 （単位：人，回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
受診対象者数	323	318	312	304	296
健診回数（延べ）	3,798	3,740	3,669	3,575	3,481

【 令和２年度の実施体制 】

実施体制	県内外の医療機関，県内助産院

【 確保の考え方 】

医療機関等で健康診査を受診できるように周知・啓発に努めます。また，母子健康手帳の交付時などに，妊産婦健康診査の必要性について啓発を行います。

（９）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・・・・・・・

【 概要 】

生後４カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育てについての相談，情報提供，助言，その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象人数	395	331	345	300

【 量の見込みと確保策 】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	323	318	312	304	296
確保策	323	318	312	304	296

【 令和２年度の実施体制 】

実施体制	けんこう課，香川県助産師会

【 確保の考え方 】

母子保健事業等において，事業の周知を図り，理解を促すことにより，乳児のいるすべての家庭を対象に家庭訪問を行います。

（10）養育支援訪問事業 ・・・・・・・

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し，養育に関する指導助言，家事援助等を行うことにより，当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保策（実施体制）	こども課，けんこう課，坂出市社会福祉協議会				

【 令和２年度の実施体制 】

実施体制	こども課，けんこう課保健師，坂出市社会福祉協議会

【 確保の考え方 】

けんこう課保健師やこども課相談員による家庭訪問は随時行っていますが，本事業は保護者の同意のもと実施されるもので，利用手続きが煩雑でもあり，実際の利用までには至っていません。今後は，さらに関係機関と連携しながら本事業の利用が適する対象者がいる場合は，本事業について十分理解いただき，利用に繋げ，支援していくよう努めます。

（11）利用者支援事業（基本型・母子保健型）・・・・・・・

【 概要 】

子どもやその保護者が，幼稚園・保育所等での教育・保育や，一時預かり，放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう，身近な場所で支援を行う事業です。

【 現状 】

（単位：箇所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置個所	基本型	0	1	1	1
	母子保健型	0	0	0	1

【 量の見込みと確保策 】

（単位：箇所）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保策	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

【 令和２年度の実施体制 】

2 箇所	さかいで子育て支援センター（まろっ子ひろば）【基本型】 坂出市子育て世代包括支援センター（けんこう課）【母子保健型】

【 確保の考え方 】

本市では，現在 2 箇所で事業を実施しており，母子保健型では保健師を配置し相談支援体制を整えています。基本型では相談支援の提供体制を維持し，引き続き実施するとともに，計画策定以降の社会情勢の変化による，子育てと親の介護が同時に重なってしまうといったいわゆる「ダブルケア」問題について，当事者の心身への負担を軽減し，より良い子育て支援を行えるよう，かいご課などの関係課とも連携しながら取り組んでいきます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・・・・・

【 概要 】

世帯の所得状況等の市が定める基準に該当する世帯の子どもが，教育・保育施設等で必要となる物品の購入や行事への参加に要する費用など，また，幼児教育・保育の無償化に伴い新たに対象となった私学助成の幼稚園における給食副食費について，保護者負担となる費用の一部を助成する事業です。本市では，平成 28 年度から事業を開始しており，今後も継続して事業を実施します。

【 令和２年度の実施体制 】

実施体制	こども課

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・・・・

【 概要 】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や，私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

第６章　計画の推進

1 計画の推進体制

（１）庁内における連携体制の強化 ・・・・・・・

本計画に携わる部署は，市役所内部の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく，母子保健の担当課，教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため，各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって，計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

（２）住民や関係機関との協力 ・・・・・・・

本計画の推進に当たっては，地域でのきめ細やかな取り組みが重要であることから，市民や企業などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに毎年度，計画の進行管理を行い，進捗状況を把握，評価，検証し，その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本市では，「坂出市子ども・子育て会議」を設置しており，子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて，幅広い立場から意見を伺い，計画の実効性を高めていきます。

また，本計画における施策の推進のために，市役所だけでなく，児童相談所などの行政組織や，子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク，及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため，住民に対して積極的に情報を提供していくとともに，市行政と各種団体，地域住民との協力の強化を推進します。

2 計画の進行管理

本計画で定めた５か年の量の見込みと確保方策に基づき，計画的に施設・事業を提供するとともに，さまざまな子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには，各年度において，計画に基づく施策の実施状況や目標の進捗状況について点検，評価する必要があります。

「坂出市子ども・子育て会議」において，各年度の子ども・子育て支援施策の実施状況や評価等に関して調査審議を行い，本計画の効果的な進行管理に努めます。

また，計画における量の見込みとの乖離が著しく大きく，見直しの必要があると「坂出市子ども・子育て会議」が認める場合には，計画の見直しを行います。

資料編

１　子ども・子育ての基本理念

（１）児童憲章（昭和 26 年 5 月 5 日　宣言）抜粋

われらは，日本国憲法の精神にしたがい，児童に対する正しい観念を確立し，すべての児童の幸福をはかるために，この憲章を定める。

児童は，人として尊ばれる。

児童は，社会の一員として重んぜられる。

児童は，よい環境のなかで育てられる。

（２）児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）抜粋

第１条　すべて国民は，児童が心身ともに健やかに生まれ，且つ，育成されるよう努めなければならない。

２　すべて児童は，ひとしくその生活を保障され，愛護されなければならない。

（３）子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）抜粋

第１条　この法律は，我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み，児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって，子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い，もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2　坂出市子ども・子育て会議委員名簿

（定数　18 名以内）

区分	期間	団体等の名称	氏名
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	H29.8.1～	香川大学教育学部　准教授	◎ 松本　博雄
	H29.8.1～	坂出市連合自治会　副会長	○ 藤井　正和
	H29.8.1～	坂出市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会　部会長	冨木田 壽子
	H29.8.1～R1.7.25	坂出市小学校校長会　会長	田井　敏之
	R1.7.26～	坂出市小学校校長会　会長	三野　　勝
	H29.8.1～	坂出市婦人団体連絡協議会	大林　市子
	H29.8.1～	子育てボランティア夢・ゆめクラブ 会長	中西 可須枝
	H29.8.1～	元坂出市立保育所　所長	杉田　瑩子
	H29.8.1～R1.7.31	元坂出市立幼稚園　園長	齋藤　俊子
	H29.8.1～	坂出商工会議所　専務理事	川滝　浩嗣
子どもの保護者	H29.8.1～H31.2.7	坂出市保育所保護者会連合会　会長	近藤　章子
	H31.2.8～R1.7.25	坂出市保育所保護者会連合会　会長	大石　典子
	R1.7.26～	坂出市保育所保護者会連合会　会長	村川　晶子
	H29.8.1～H31.2.7	坂出市 PTA 連絡協議会　幼稚園部会 会長	岡　　芳香
	H29.8.1～R1.7.25	坂出市 PTA 連絡協議会　幼稚園部会 会長	大江　　忍
	R1.7.26～	坂出市 PTA 連絡協議会　幼稚園部会 会長	平田 はるな
	H29.8.1～H31.2.7	坂出市 PTA 連絡協議会　会長	丸岡　豊和
	H31.2.8～	坂出市 PTA 連絡協議会　母親部会長	横井　鈴代
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	H29.8.1～R1.7.31	坂出市保育所ブロック会　代表	藤澤　孝子
	R1.8.1～	坂出市保育所ブロック会　代表	大前　寛乗
	H29.8.1～R1.7.31	坂出市私立幼稚園　代表	花岡　通子
	R1.8.1～	坂出市私立幼稚園　代表	今里　　亮
	H29.8.1～	坂出市医師会　理事	砂川　正彦
	H29.8.1～	NPO 法人わははネット　理事長	中橋 恵美子
	H29.9.22～R1.7.31	市民公募	太田　広美
	H29.9.22～R1.7.31	市民公募	和田 亜香里
	R1.8.1～	市民公募	綾　　純子

（◎会長　○副会長）

3　計画の策定経過

年　月　日	事　　項
平成 31 年 2 月 8 日	平成 30 年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議 〇事業計画の実施状況について 〇特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について 〇第 1 期子ども・子育て支援事業計画の見直しについて 〇第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について
平成 31 年 3 月 4 日 ～ 平成 31 年 3 月 22 日	子育て支援に関するニーズ調査 〇市内に居住する 0 歳から 8 歳までの児童の保護者から抽出した 2,000 人（就学前児童保護者 1,500 人，就学児童保護者 500 人）を対象にアンケート調査を実施
令和元年 7 月 26 日	令和元年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議 〇子ども・子育て支援事業計画の概要について 〇平成 30 年度事業計画の実施状況について 〇第 2 期事業計画策定にかかるニーズ調査結果について 〇第 2 期事業計画策定にかかるニーズ調査結果から見た課題について 〇第 2 期事業計画策定にかかる保育サービスおよび地域子ども・子育て支援事業の需要見込み量について
令和元年 12 月 26 日	令和元年度第 2 回坂出市子ども・子育て会議 〇第 2 期事業計画策定にかかる保育サービス・地域子ども・子育て支援事業の確保方策および計画素案について 〇仲よし教室およびみのり教室運営業務委託について
令和 2 年 2 月 5 日	令和元年度第 3 回坂出市子ども・子育て会議 〇第 2 期坂出市子ども・子育て支援事業計画案について
令和 2 年 2 月 17 日 ～ 令和 2 年 3 月 16 日	第 2 期坂出市子ども・子育て支援事業計画案のパブリックコメントを実施 〇計画案の閲覧場所 ・坂出市健康福祉部こども課、各出張所、市ホームページ 〇意見の提出方法 ・郵送、ファックス、電子メール、持参 〇市民への周知方法 ・広報さかいでへの掲載、市ホームページへの掲載
令和 2 年 3 月	第 2 期坂出市子ども・子育て支援事業計画策定

４　坂出市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日条例第 17 号

（設置）

第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき，坂出市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　子育て会議は，法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第 3 条　子育て会議は，委員 18 人以内をもって組織する。

2　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条　委員の任期は，2 年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　委員は，再任されることができる。

（会長および副会長）

第 5 条　子育て会議に会長および副会長 1 人を置く。

2　会長および副会長は，委員の互選により定める。

3　会長は，会務を総理し，子育て会議を代表する。

4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，または会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　子育て会議の会議は，会長が招集し，議長となる。

2　子育て会議は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　子育て会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条　子育て会議は，特に必要があると認めるときは，関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き，または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条　子育て会議の庶務は，坂出市福祉事務所こども課において処理する。

（委任）

第 9 条　この条例に定めるもののほか，子育て会議の運営に関し必要な事項は，会長が子育て会議に諮って定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は，公布の日から施行する。

５　用語集

【あ行】

〇一時預かり事業（一時保育事業）

主として昼間において，保護者の病気，出産又は家族の看護等で，一時的に子どもの世話ができないときに市内の保育所やまろっ子ひろばで一時的に預かり，必要な保育を行う事業。

〇延長保育

通常の利用日や利用時間以外の日・時間において，保育所などで行う保育。

【か行】

〇核家族（化）

夫婦とその未婚の子どものみからなる世帯。核家族とは単に家族構成の形態を指すものであって構成人数を問わないため，いくら子どもの数が多くても親と子どもだけで居住していれば核家族となる。

〇合計特殊出生率

１人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値で，１５～４９歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。合計特殊出生率がおよそ２．０８のとき，人口は増加も減少もしない。また，この指標によって，異なる時代，異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

〇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

援助を希望する者と，援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡，調整を行う事業。

〇子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

児童福祉施設などに一時的に宿泊させ，必要な保育を行う事業。

〇子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」，「認定こども園法の一部改正」，「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいう。

〇子ども・子育て支援法

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み，児童福祉法，その他の子どもに関する法律による施策と相まって，子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い，もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。地方公共団体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。

【さ行】

〇事業所内保育

企業内または事業所の近辺に用意された，育児中の従業員向けの託児施設で，子どもを育てながら従業員が安心して働けることを目的としている。なお，子ども・子育て支援新制度では，定員数に基づいた一定数の地域枠を設けて，その地域の子どもと従業員の子どもを一緒に保育することで，新制度における保育給付対象の施設となる。

〇次世代育成支援行動計画

次世代育成支援を計画的に推進するため制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき，地方公共団体に策定が義務付けられていた計画。平成２７年度以降，地方公共団体の策定は任意とされている。

〇次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み，次世代育成支援対策に関し，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体，事業主及び国民の責務を明らかにするとともに，行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより，次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し，もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

〇就業率

１５歳以上の人口の中で，実際に働いている人の就業者の割合。就業者とは，従業者と休業者を合わせたもので，従業者は，調査週間中において，収入を伴う仕事を少しでも（１時間以上）した者，休業者は，仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち，①雇用者で，仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受ける者と，②自営業主で，自分の経営する事業を持ったままで，その仕事を休み始めてから３０日にならない者をいう。

【た行】

〇待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をし，入所条件を満たしているにもかかわらず，入所できない状態にある児童をいう。

〇男女共同参画

男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うこと。

【な行】

〇ニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり，教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を目的に実施した調査。調査結果を共働き等の家族類型に分類し，その希望等から計画における「量の見込み」を算出した。

〇乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

〇認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で，国が定めた設置基準（施設の広さ，保育士等の職員数，給食設備，防災管理，衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で，０歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に，子どもを預かって保育する。市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり，公費により運営されている。

〇認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育の利用を希望する子どもが，申請して受ける必要がある認定の区分。認定には３つの区分が設けられ，この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われる

〇認定こども園

幼稚園，保育所等のうち，就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と，地域において子育て支援を行う機能を備え，認定基準を満たす施設で，都道府県知事から認定を受けた施設。地域の実情に応じて，①幼保連携型（認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行うことにより認定こども園としての機能を果たすタイプ），②幼稚園型（認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ），③保育所型（認可保育所が保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ），④地方裁量型（幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ）の４種類がある。

〇妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し，適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【は行】

〇病児保育事業

病気又は病気の回復期にある児童について，病院・保育所等に付設された専用スペース等において，看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

〇放課後児童クラブ

放課後等に保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に，保護者に代わって放課後に保育を行う施設。授業の終了後に学童保育所を利用し，適切な遊びと生活の場を与えて，その健全な育成を図る施設。

【や行】

〇養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し，養育に関する指導・助言等により，当該家庭の適切な養育を確保する事業。

〇幼稚園

小学校や中学校，高校，大学などと同じように，学校教育法に定められた学校で幼児を保育し，適当な環境を与えて，その心身の発達を助長することを目的（学校教育法第 22 条）としている。ただし，小中学校のような義務教育機関ではなく，満３才から小学校就学前までの幼児に入園資格がある。

〇幼稚園による一時預かり事業

主として昼間において，幼稚園で一時的に預かり，必要な保育を行う事業。

【ら行】

〇利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供，必要に応じ相談・助言等を行い，関係機関との連絡調整等を実施する事業。

第２期坂出市子ども・子育て支援事業計画
第２期さかいで子ども・子育て支援プラン

発行日　令和２年３月
発行者　坂出市健康福祉部こども課
〒762-8601
坂出市室町二丁目３番５号
ＴＥＬ　０８７７－４４－５０２７
ＦＡＸ　０８７７－４４－５０１４